令和2年6月

国税广

国、地方公共団体や 公共・公益法人等と消費税

- このパンフレットは令和2年3月31日までに終了する課税期間の国、地方公共団体、公共・公益法人等に係る消費税の
 - ■納税義務の特例 ■資産の譲渡等の時期の特例 ■仕入控除税額の特例 ■申告、納付期限の特例 などについて説明したものです。

また、「令和元年10月1日前に借入金を財源として課税仕入れを行い、当該借入金の返済に充てる補助金の交付を受けた場合における特定収入に係る仕入控除税額の調整計算(P22参照)」など、「国、地方公共団体、公共・公益法人等の消費税Q&A」も掲載しております。

(令和2年4月1日現在適用されている法律に基づいて作成しています。)

- 令和元年10月1日から、消費税率は10%に引き上げられると同時に軽減税率制度が実施され、複数税率となりました。詳しくは、62ページ及び63ページをご覧ください。さらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「消費税率等の引上げについて(令和元年10月1日~)」及び「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
- インターネット等を介して、国外から国内の事業者・消費者に対して行われる電子書籍・広告の配信等の 役務の提供及び国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等に係る役務の提供に係る消費税の課税 関係につきましては、国税庁ホームページの「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」 に掲載している各種リーフレットやQ&Aをご覧ください。
- 消費税及び地方消費税の一般的な事柄につきましては、パンフレット『消費税のあらまし』をご覧ください(国税庁ホームページからダウンロードできます。)。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
 - ※ 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、税 務署での待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお 願いします。
- 国税庁ホームページでは、消費税に関する改正のお知らせや法令解釈通達、質疑応答事例などを掲載しています。また、申告や届出に必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください。

【 国税庁ホームページアドレスは https://www.nta.go.jp 】

e-Tax義務化について【令和2年4月1日~】

令和2年4月1日以後に開始する課税期間から、国及び地方公共団体(地方公営企業を含む。)が行う消費税等の申告は、e-Taxにより提出しなければなりません。また、公共・公益法人等についても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合には、同様にe-Taxにより提出しなければなりません。

なお、「国等の特別会計に係る控除対象仕入税額の計算明細 | をPDFで送信することが可能です。

e-Tax義務化の概要・

平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、令和2年4月1日 以後に開始する事業年度(課税期間)から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、添付書類(消 費税等の申告の場合は、「付表」など)を含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。

対象税目・手続は?法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

● 大法人とは?

法人税等 内国法人のうち、事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人相互会社、投資法人及び特定目的会社

消費税等 | 上記に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体(地方公営企業を含む。)

【 詳しくは、e-Taxホームページ https://www.e-tax.nta.go.jp をご覧ください。 】

Ι	国、	地方公共団体、	公共・公益法人等に対する消費税の特例等
	2 国資 (1) (2) (4) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	産の譲渡等の時期でのでは、大学のでは、地学では、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学を	本、公共・公益法人等の資産の譲渡等の時期の特例・・・・・・3 草の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	O III		
	国 (問 (問 (問 (問 (問 (問 (問 (問 (問 (問 (問 (問 (問) 免税期間におり) 借換債の償還り) 繰越金・・・) 繰越明許法法) 地方金の利力) 借入費に使還付金) 公益事務組合の) 一部事務組合の	D支払に使用することとされている補助金・・・・・・・・・20 が特定されている補助金・・・・・・・・・20
Ш	特定	三収入に係る課 種	党仕入れ等の税額の計算
		2) 課税期間中 <i>0</i> 1 個別対例	の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合・・・24 の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合・・・・38 む方式を採用している場合・・・・・・・・・・・・・・38 列配分方式を採用している場合・・・・・・・・・・・57
参:		適格請求書等保存	で軽減税率制度について・・・・・・・・・・・・・・・62 方式(いわゆるインボイス制度)について・・・・・・・・・・・64 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
	社会(正な社会	保障・税・災害対策分 会を実現することを目	マイナンバー制度)について 分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公 目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されました。 に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。

国 税 庁 の 使 命

納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現します。

I 国、地方公共団体、公共・公益法人等に対する消費税の特例等

1 特例制度の概要

消費税は、国内において資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人を納税義務者としており、 国、地方公共団体、公共・公益法人等も国内において資産の譲渡等を行う限りにおいては、営 利法人と同様に消費税の納税義務があります。しかしながら、国、地方公共団体、公共・公益 法人等の事業活動は公共性が強いものであることから法令上各種の制約を受けたり、国又は地 方公共団体等の財政的な援助を受けるなど、営利法人と比べ特殊な面が多いことから、消費税 法上、特例が設けられています。

国、地方公共団体、公共・公益法人等に適用される特例

	適用される特例						
	会計単位 (P2) 資産の譲渡等 の時期 (P3)		仕入控除税額 の計算 _(P4~P14)	申告(納付)期限 (P15)			
国(一般会計)	0	0	課税標準額に対する消費税額と	申告義務なし			
地方公共団体(一般会計)		0	仕入控除税額を 同額とみなす				
国(特別会計)	0	0	0	0			
地方公共団体(特別会計)	0	0	0	0			
消費税法別表第三に掲げる法人※	-	△(要承認)	0	△(要承認)			
人格のない社団等		_	0	_			

※ 次のものは、消費税法別表第三に掲げる法人とみなすこととされています。

1	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律に規定する法人である政党又は政治団体					
2	地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体					
3	建物の区分所有等に関する法律に規定する管理組合法人					
4	特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人					
5	マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定するマンション建替組合及 びマンション敷地売却組合					
6	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整 備事業組合					

2 国、地方公共団体の会計単位による納税義務の特例

消費税法においては、会社等の営利法人はもちろん、公共法人、公益法人等も法人ごとに納税義務者となり、また、人格のない社団等は法人とみなされ、団体を単位として納税義務者となります。

しかし、国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は特別会計を設けて行う 事業については、その行う事務の性質・内容が異なるため、一般会計又は個々の特別会計ごとに 一の法人が行う事業とみなして消費税法の規定を適用することとなっています。

ただし、国又は地方公共団体が特別会計を設けて行う事業であっても、「専らその特別会計を 設ける国又は地方公共団体の一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計」については、一般 会計に係る業務として行う事業とみなされます(ここでいう「専ら」とは、その特別会計が行う 資産の譲渡等の対価の合計額のうちにその特別会計が一般会計に対して行う資産の譲渡等の対 価の合計額の占める割合が95%以上である場合をいいます。)。

[参考]納税義務の免除及び課税事業者の選択

国、地方公共団体、公共・公益法人等においても、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の場合には、消費税の納税義務が免除されますが(注)、選択により課税事業者となることができます。

例えば、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の下水道事業特別会計が設備投資を行った場合など、<u>申告をすれば消費税が還付となる場合でも、課税事業者でないと消費税の申告をすることができませんので、申告をして消費税の還付を受けるためには、あらかじめ課税事業者</u>になることを選択しておく必要があります。

(注)基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(その事業年度の前事業年度 開始の日以後6か月の期間)における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、当課税期間から課税 事業者となります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

その他、納税義務の免除の特例について、詳しくはパンフレット「消費税のあらまし」をご覧ください(国税庁ホームページからダウンロードできます。)。

届出の手続

▼ 課税事業者になることを選択しようとするとき

免税事業者の方が、課税事業者になることを選択しようとするときには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより課税事業者になることができます。

この制度の適用を受けるためには、原則として、**その適用を受けようとする課税期間の開始する日の前日まで**に、「消費税課税事業者選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

▼ 課税事業者を選択していた事業者が選択をやめようとするとき

「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となっている方が、免税事業者に 戻ろうとするときには、**免税事業者に戻ろうとする課税期間の開始する日の前日まで**に、「**消 費税課税事業者選択不適用届出書**」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった方は、一定期間(原則として2年間)は「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出して免税事業者に戻ることはできません。

3 資産の譲渡等の時期の特例

(1) 資産の譲渡等の時期の原則

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時(又は特定課税仕入れをした時)に成立します。

この場合の「課税資産の譲渡等をした時」とは、原則として、①資産の譲渡については引渡 しのあった日、②資産の貸付けについては使用料等の支払いを受けるべき日、③役務の提供に ついては目的物の全部を完成して引き渡した日又は役務の提供の全部を完了した日、とするこ ととされています。

また、保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の納税義務は、課税貨物を保税地域から引き取る時に成立します。

(2) 国、地方公共団体、公共・公益法人等の資産の譲渡等の時期の特例

■ 国、地方公共団体

国、地方公共団体の会計は、予算決算及び会計令又は地方自治法施行令の規定により、その歳 入又は歳出の所属会計年度が定められており、これらの規定において、一定の収入又は支出については、発生年度を基準として年度経過後の一定の期間(出納整理期間)内の収入又は支出をその発生年度の決算に計上し、これにより得ないものについては、現金の収支の事実の属する会計年度の所属として整理するなど、一般の民間企業とは異なる会計処理が行われています。

このため、資産の譲渡等の時期の原則を国、地方公共団体に適用することは、国、地方公共団体の会計処理の実情と著しくかけ離れたものになります。

そこで、国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等については、次のような特例が設けられています。

豆 八	歳入・歳出の会計な	年度所属区分の法令	特 例 の 内 容	
区分	国	地方公共団体	特別の内谷	
	予算決算及び会	地方自治法施行令	左記法令の規定によりその対	
 資産の譲渡等の時期	計令第 1 条の 2	第 142 条《歳入の	価を収納すべき会計年度の末	
賃生の議機寺の时期	《歳入の会計年	会計年度所属区	日に行われたものとすること	
	度所属区分》	分》	ができる。	
	予算決算及び会	地方自治法施行令	左記法令の規定によりその費	
 課税仕入れ等の時期	計令第2条《歳出	第 143 条《歳出の	用の支払をすべき会計年度の	
珠枕は八和寺の時期	の会計年度所属	会計年度所属区	末日に行われたものとするこ	
	区分》	分》	とができる。	

■ 公共・公益法人等

国又は地方公共団体に準ずる法人として納税地の所轄税務署長の承認を受けた公共・公益法 人等についても、資産の譲渡等又は課税仕入れ等を行った時期について、その対価を収納すべ き又は費用の支払をすべき課税期間の末日に行われたものとすることができます。

ただし、承認を受けることができるのは、消費税法別表第三に掲げる法人のうち、法令又は その法人の定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める会計処理の方法が、国又は地方公共団 体の会計処理の方法に準じて、収入・支出の所属会計年度について発生主義以外の特別な会計 処理により行うこととされている法人です。

4 仕入控除税額の計算の特例

(1) 仕入控除税額の計算の原則

消費税の納付税額は、その課税期間の課税標準額に対する消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る税額(仕入控除税額)を控除して算出します。

(2) 国、地方公共団体、公共・公益法人等の仕入控除税額の計算の特例

国、地方公共団体、公共・公益法人等(人格のない社団等を含みます。以下「4. 仕入控除税額の計算の特例」において同じ。)は、本来、市場経済の法則が成り立たない事業を行っていることが多く、通常は租税、補助金、会費、寄附金等の対価性のない収入を恒常的な財源としている実態にあります。

このような対価性のない収入によって賄われる課税仕入れ等は、課税売上げのコストを構成しない、いわば最終消費的な性格を持つものと考えられます。

また、消費税法における仕入税額控除制度は、税の累積を排除するためのものですから、対価性のない収入を原資とする課税仕入れ等に係る税額を課税売上げに係る消費税の額から控除することは合理性がありません。

そこで、国、地方公共団体、公共・公益法人等については、通常の方法により計算される仕入 控除税額について調整を行い、補助金等の対価性のない収入(**特定収入**(P6参照))により賄 われる課税仕入れ等に係る税額について、仕入税額控除の対象から除外することとしています。

(3) 特例計算の対象となる事業者

特例計算の対象となる事業者は、次のとおりです。

	対象となる事業者							
1	① 国の特別会計							
2	地方公共団体の特別会計							
3	消費税法別表第三に掲げる法人							
4	人格のない社団等							

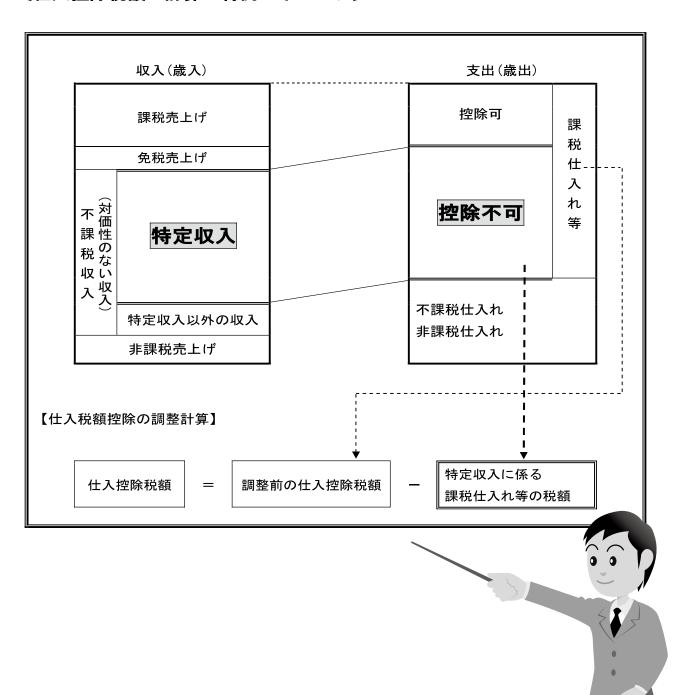
ただし、次に掲げる場合には、仕入控除税額の調整を行う必要はありません。

	調整を行う必要がない場合							
1	その課税期間の仕入控除税額を簡易課税制度を適用して計算する場合							
2	その課税期間における 特定収入割合 が <u>5%以下</u> である場合							

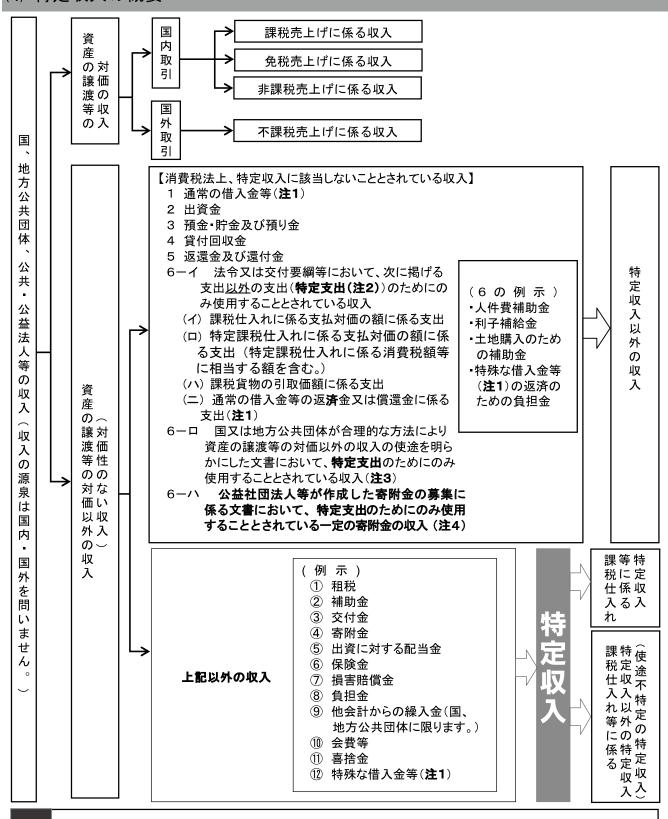
なお、特定収入割合とは、その課税期間において、次の算式により計算した割合をいいます。

特定収入の合計額 特定収入割合 = 資産の譲渡等の対価の額の合計額※+特定収入の合計額 ※ 資産の譲渡等の対価の額の合計額=課税売上高(税抜き)+免税売上高+非課税売上高+国外売上高

〔仕入控除税額の計算の特例のイメージ〕

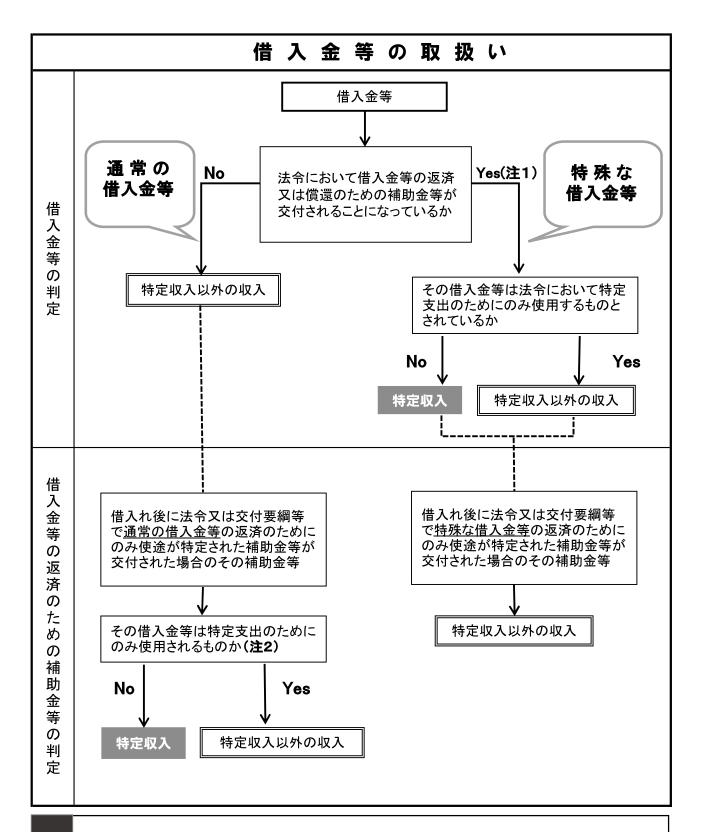


(4) 特定収入の概要



- 1. P7「借入金等の取扱い」をご覧ください。
- 2. 特定支出とは、6-イ(イ)~(二)に掲げる支出<u>以外</u>の支出ですので、例えば、給与、利子、土地購入費、 特殊な借入金等の返済などがこれに該当します。
- 3. P8 「(5)補助金等(資産の譲渡等の対価以外の収入)の使途の特定方法」をご覧ください。
- 4. P10「公益社団法人等が募集する寄附金の取扱い」をご覧ください。

注意



注

意

- 1. 法令において借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付されることとなっている場合には、通常、借入金等の返済又は償還のための補助金等の使途を特定した交付要綱等が作成されています。
- 2. 国又は地方公共団体の特別会計が交付要綱等で借入金等の返済又は償還のためにの み使用することとして交付された補助金等の使途は、その借入金等の使途に対応させるこ ととなります(P8参照)。

(5) 補助金等(資産の譲渡等の対価以外の収入)の使途の特定方法

補助金等の「資産の譲渡等の対価以外の収入」については、特定支出のためにのみ使用することとされている収入は特定収入に該当せず(P6参照)、また、特定収入に該当する収入であっても、その使途によって仕入税額控除の計算方法が異なる(P12参照)ため、補助金等の「資産の譲渡等の対価以外の収入」について、その使途の特定を行う必要があります。

■ 国、地方公共団体

国、地方公共団体の特別会計における補助金等の使途の特定方法は、次の①及び②のとおりです。

① 法令又は交付要綱等により補助金等の使途が明らかにされている場合

法令又は**交付要綱等**により使途が明らかにされているものは、その明らかにされているところによります。**交付要綱等**とは、補助金等を交付する者が作成したその補助金等の使途を定めた文書をいい、補助金等交付要綱、補助金等交付決定書のほか、これらの附属書類である補助金等の 積算内訳書、実績報告書も含まれます。

注

意

通常の借入金等(P7参照)を財源として行った事業について、その借入金等の 返済又は償還のための補助金等が交付される場合において、その補助金等の交付 要綱等にその旨が記載されているときは、その補助金等はその事業に係る経費の みに使用される収入として使途を特定します。

なお、その借入金等に係る事業が行われた課税期間が免税事業者であった場合には、その補助金等は特定収入に該当しません。

② 国、地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした 文書において使途を特定する場合

①により使途が特定されない補助金等については、国又は地方公共団体が合理的な方法により 補助金等の使途を明らかにした文書によって使途を特定することができます。

具体的な方法は次のイ~ニのとおりです。

法令又は交付要綱等において使途の細部が特定されていないものの、その使途の大要が判明する補助金等は、その補助金等の交付を受ける国の特別会計の所管大臣又は地方公共団体の長(公営企業にあっては公営企業の管理者)が使途の大要の範囲内で合理的計算に基づき細部を特定します。

イ

注

意

「その使途の大要が判明する補助金等」とは、例えば、法令又は交付要綱等において「・・・の建設に要する費用に充てる」等の記載があるものをいいます。

また、「使途の大要の範囲内で合理的計算」とは、例えば、「・・・の建設に要する 費用」のうちに占める課税仕入れ等の支出の額と課税仕入れ等以外の支出の額で あん分することをいいます。

イにより使途が特定できない場合であっても、予算書若しくは予算関係書類又は決算書若 しくは決算関係書類で使途が明らかとなるものについては、これらにより使途を特定します。

口

注

「明らかとなるもの」とは、例えば、決算書の備考欄に補助金等が何の費用に 充てられたかが記載されているものや、決算書の項目名で何の費用に充てられた かが明らかとなるものなどをいいます。

法令、交付要綱等、予算書、予算関係書類、決算書、決算関係書類において、借入金等の 返済費又は償還費のための補助金等とされているもの(①の注書に該当するものを除きま す。)は、次の算式であん分する方法により、特定収入(課税仕入れ等に係る特定収入)と特 定収入以外の収入に使途を特定します。

なお、地方公営企業法第20条《計理の方法》の適用がある公営企業については、損益的取 引、資本的取引の区分ごとにこの計算を行います。

─ 借入金等返済のた × _ 特定収入 めの補助金等の額

分母の支出のうちの課税仕入れ等の支出の額

借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出(注)

ハ

以外の収入 = 借入金等返済のた めの結果へご

分母の支出のうちのその他の支出の額

借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出(注)

注

借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出には、①又は②イ若しく は口により使途が特定された補助金等の使途としての支出並びに借入金等の返済 費及び償還費を含みません。

なお、その借入金等に係る事業が行われた課税期間が免税事業者であった場合 には、その補助金等は特定収入に該当しません。

イからハまでによっては使途の特定ができない補助金等は、次の算式であん分する方法によ り、特定収入(課税仕入れ等に係る特定収入)と特定収入以外の収入に使途を特定します。

なお、地方公営企業法第 20 条《計理の方法》の適用がある公営企業については、損益的取 引、資本的取引の区分ごとにこの計算を行います。

=

特定収入 = 補助金等の額 × [・] 分母の支出のうちの課税仕入れ等の支出の額

当課税期間における支出(注1)

特定収入 以外の収入 = 補助金等の額 ×

分母の支出のうちのその他の支出の額(借入金等返済額を除く。)

当課税期間における支出(注1)

通常の借入金等の返済費 又は償還費に使途が特定 された収入(注2)

= 補助金等の額 ×

当課税期間における借入金等返済額 (ハで使途が特定された額を除く。)

当課税期間における支出(注1)

=

注

- 1. 当課税期間における支出には、①又は②イ若しくは口により使途が特定された補助金等の使途としての支出及び借入金等の返済費又は償還費のうち②ハにおいて処理済の部分を含みません。
- 2. 通常の借入金等の返済費又は償還費に使途が特定された収入については、さらに ②ハの方法によって課税仕入れ等に係る特定収入と特定収入以外の収入に使途を 特定します。

参

②の方法により補助金等の使途を特定した場合には、国の特別会計の所管大臣又は地方公共団体の長(公営企業にあっては公営企業の管理者)がその補助金等の使途を明らかにした文書を確定申告書とともに納税地の所轄税務署長に提出してください。

また、②ハ又は二の方法により使途を特定した場合には、その計算過程を明らかにした ものを添付書類として提出してください。

■ 公共・公益法人等

公共・公益法人等における補助金等の使途は、法令又は交付要綱等によりその使途が明らかにされている補助金等については、その明らかにされているところにより使途を特定します(P8①参照)。

また、公共・公益法人等が国又は地方公共団体から交付を受ける補助金等の使途は、交付要綱等でその使途が明らかにされていないまでも、その多くが予算又は決算において明らかにされていますので、公共・公益法人等においてもP8②の方法により補助金等の使途を特定することができます。

ただし、公共・公益法人等がP8②の方法により使途を特定する場合には、補助金等の交付元である国、地方公共団体がその補助金等の使途を明らかにした文書を確定申告書とともに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

公益社団法人等が募集する寄附金の取扱い

公益社団法人又は公益財団法人が作成した寄附金の募集に係る文書において、特定支出のためにの み使用することとされている当該寄附金の収入で、次に掲げる要件の全てを満たすことについて当該 寄附金の募集に係る文書において明らかにされていることにつき、公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律第3条に規定する行政庁の確認を受けているものは、特定収入に該当しないこと となります。

- (1) 特定の活動に係る特定支出のためにのみ使用されること
- (2) 期間を限定して募集されること
- (3) 他の資金と明確に区分して管理されること

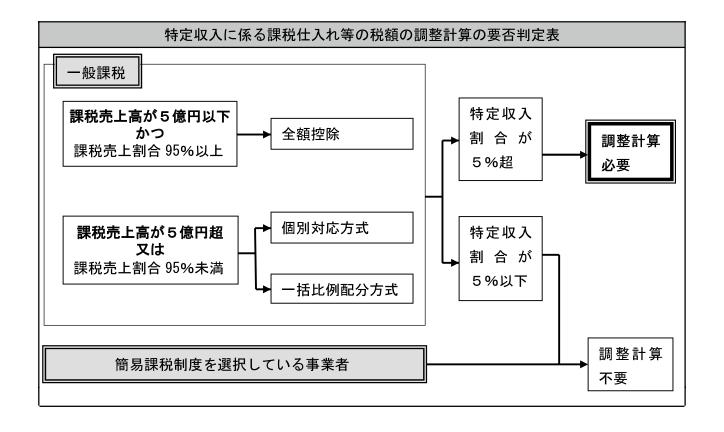
(6) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算

簡易課税制度を適用せず、一般課税により仕入控除税額の計算を行う場合で、特定収入割合 (P4参照)が5%を超えるときは、**特定収入に係る課税仕入れ等の税額**は仕入税額控除の対象 とはなりません。

この場合は、次のように、課税期間中の課税売上高が5億円以下(注)、かつ、課税売上割合が95%以上のときに計算した調整前の仕入控除税額又は課税期間中の課税売上高が5億円超(注)又は課税売上割合が95%未満のときにおける個別対応方式若しくは一括比例配分方式の区分に応じて計算した調整前の仕入控除税額から、特定収入に係る課税仕入れ等の税額を控除した後の金額が仕入控除税額となります。

(注) 課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額(当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額)となります。

※ 調整前の仕入控除税額とは、通常の計算方法により計算した仕入控除税額をいいます。



【その課税期間中の特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算方法】

イ 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合

特定収入に係る課税仕入れ等の税額 = ① + ②

- ① = Aの金額+Bの金額+Cの金額
 - A 特定収入のうち<u>標準税率適用</u>課税仕入れ等 にのみ使途が特定されている部分の金額 (課税仕入れ等に係る特定収入の額)

$$\times \quad \frac{7.8}{110}$$

B 特定収入のうち<u>軽減税率適用</u>課税仕入れ等 にのみ使途が特定されている部分の金額 (課税仕入れ等に係る特定収入の額)

$$\times \frac{6.24}{108}$$

C 特定収入のうち<u>旧税率適用</u>課税仕入れ等に のみ使途が特定されている部分の金額 (課税仕入れ等に係る特定収入の額)

$$\times \frac{6.3}{108}$$

- ※ 標準税率適用課税仕入れ等とは、標準税率 (7.8%) が適用される課税仕入れ等をいいます。
- ※ 軽減税率適用課税仕入れ等とは、軽減税率(6.24%)が適用される課税仕入れ等をいいます。
- ※ 旧税率適用課税仕入れ等とは、旧税率(6.3%)が適用される課税仕入れ等をいいます。
- ② (調整前の仕入控除税額 ①の金額) × **調整割合(※**)

②の下線部分の金額がマイナスとなる場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額

特定収入に調整前の係る課税仕入 = ①の金額 - ①の金額 - 仕入控除れ等の税額税額

× 調整割合(※)

調整割合とは、その課税期間において、次の算式により計算した割合をいいます。

課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額

調整割合 =

(使途不特定の特定収入)

資産の譲渡等の対価の額の合計額※ + 課税仕入れ等に係る特定収入<u>以外</u>の特定収入の合計額 (**使途不特定の特定収入**)

- ※ 資産の譲渡等の対価の額の合計額=課税売上高(税抜き)+免税売上高+非課税売上高+国外売上高
- ❖ 調整割合が著しく変動した場合に該当するときは、特定収入に係る課税仕入れ等の税額について別途調整が必要となります。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

※調整割合

ロ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で 個別対応方式により計算する場合

特定収入に係る課税仕入れ等の税額 = ③ + ④ + ⑤

- (3) = Dの金額+Eの金額+Fの金額

 - E 特定収入のうち<u>課税資産の譲渡等にのみ要する</u> <u>軽減税率適用</u>課税仕入れ等のためにのみ使用す × 108
 - F特定収入のうち
課税資産の譲渡等にのみ要する
旧税率適用
課税仕入れ等のためにのみ使用する
こととされている部分の金額6.3
108
- 4 = Gの金額+Hの金額+Iの金額
 - G 特定収入のうち課税資産の譲渡等と非課税資産の譲渡等に<u>共通して要する標準税率適用</u>課税仕入れ等の × ためにのみ使用することとされている部分の金額
 - H 特定収入のうち課税資産の譲渡等と非課税資産の譲渡等に<u>共通して要する軽減税率適用</u>課税仕入れ等の × 6.24 × 課税売上割合ためにのみ使用することとされている部分の金額 108
 - I 特定収入のうち課税資産の譲渡等と非課税資産の譲渡等に<u>共通して要する旧税率適用</u>課税仕入れ等の × 6.3 ★ 課税売上割合ためにのみ使用することとされている部分の金額 108
- ⑤ $\left\{$ 調整前の仕入控除税額 (③ + ④) $\right\} \times$ 調整割合(P12※)
- ⑤の下線部の金額がマイナスとなる場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額

特定収入に

れ等の税額

係る課税仕入 = ③ + ④ -

調整期の (③+④) - 仕入控除 税額 .

× 調整割合(P12※)

課税売上割合

みます。以下同じ。)

準ずる割合を含

× (課税売上割合に

7.8

1 1 0

ハ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で 一括比例配分方式により計算する場合

特定収入に係る課税仕入れ等の税額 = ⑥ + ⑦

- 6 = Jの金額+Kの金額+Lの金額
 - J 特定収入のうち<u>標準税率適用</u>課税仕入れ等 にのみ使途が特定されている部分の金額 (課税仕入れ等に係る特定収入の額)

- K 特定収入のうち<u>軽減税率適用</u>課税仕入れ等 にのみ使途が特定されている部分の金額 (課税仕入れ等に係る特定収入の額)
- × <u>6.24</u> × 課税売上割合
- L 特定収入のうち<u>旧税率適用</u>課税仕入れ等 にのみ使途が特定されている部分の金額 (課税仕入れ等に係る特定収入の額)
 - × 6.3 × 課税売上割合
- ① (調整前の仕入控除税額 ⑥の金額) × 調整割合(P12※)
- ⑦の下線部の金額がマイナスとなる場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額

特定収入に

れ等の税額

係る課税仕入 = ⑥の金額 -

調整前の ⑥の金額 - 仕入控除 税額

× 調整割合(P12※)

5 申告・納付期限の特例

消費税の申告期限及び納付期限は、原則として課税期間の末日の翌日から2か月以内とされていますが、国、地方公共団体については、決算の処理方法や時期等につき法令の定めるところにより処理することとされており、原則的な申告・納付期限では対応が困難な事情にあるため、次のとおり申告・納付期限の特例が設けられています(中間申告についても同様の取扱いとなります。)。また、公共・公益法人等のうちにも、国や地方公共団体と同様に、法令によりその決算を完結する日が会計年度の末日の翌日以後2か月以上経過した日と定められているなど、特別な事情にあるものがあることから、この場合も、同様に申告・納付期限の特例が設けられています。

(1) 国、地方公共団体の特別会計

国については課税期間*終了後5か月以内、地方公共団体については課税期間*終了後6か月以内(ただし、地方公共団体の経営する企業(地方公営企業)については課税期間*終了後3か月以内)とされています。

*中間申告の場合は中間申告対象期間

区分	申告•納付期限
玉	5か月以内
地方公共団体(下記の地方公 営企業を除きます。)	6か月以内
地方公営企業※	3か月以内

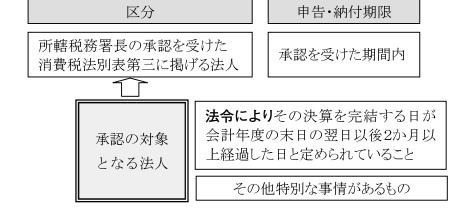
※ 地方公営企業とは、地方公営企業法第30条第1項《決算》の規定の適用を受ける 地方公共団体の経営する企業をいいます。

具体的には、水道事業(簡易水道事業を除きます。)、工業用水道事業、軌道事業、 自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業、病院事業及び条例等により地方 公営企業法を適用している事業を行っている企業をいいます。

(2) 公共 · 公益法人等

公共・公益法人等のうち、納税地の所轄税務署長の承認を受けた法人については、6か月以内でその承認を受けた期間の申告・納付期限の特例が認められます。

ただし、承認を受けることができるのは、消費税法別表第三に掲げる法人のうち、**法令により** その決算を完結する日が会計年度の末日の翌日以後2か月以上経過した日と定められているこ とその他特別な事情がある法人に限ります。



6 帳簿の記載事項及び保存

課税事業者は、帳簿を備え付けてこれに、売上げ、仕入れ、返品等について、

① 取引の相手方の氏名又は名称② 取引年月日③ 取引の内容(軽減税率の対象品目である旨)④ 税率の異なるごとに区分した取引金額

等を整然と、かつ、明瞭に記載し、この帳簿を閉鎖の日の属する課税期間の末日から 2 か月を経過した日(申告、納付期限の特例の適用を受ける場合には提出期限の翌日)から 7 年間、納税地等で保存しなければなりません。

国、地方公共団体の特別会計や公共・公益法人等については、上記①から④までの事項のほか、 特定収入等に係る事項として、

⑤ 特定収入等に係る相手方の氏名又は名称⑥ 特定収入等を受けた年月日⑦ 特定収入等の内容⑧ 特定収入等の金額⑨ 特定収入等の使途

を併せて記載する必要があります。

なお、国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として事業を行う場合には、消費税の申告義務はありませんので、この帳簿の保存義務も課されていません。

参

帳簿の保存方法としては、原則として現物(帳票類)での保存となりますが、7年間の うち最後の2年間は一定の要件を満たすマイクロフィルムによる保存が認められます。

また、あらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けて、電子計算機を使用して作成する帳簿書類を、一定の要件の下に電子データにより保存することができます。

考

便利な e-Tax を是非ご利用ください!



- ●インターネットを利用してダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。 特に利用回数の多い手続に便利です(消費税の中間納付、源泉所得税の毎月納付手続など)。
- ●e-Taxを利用するには、事前に電子証明書等の取得、開始届出書の提出などが必要です。 国、地方公共団体がe-Taxを利用して電子申告を行う際には、国においては政府共用認証局(GPKI)が発行する官職証明書、地方公共団体においては地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)が発行する職責証明書を利用することができます。

詳しくは、e-Tax ホームページ https://www.e-tax.nta.go.jp をご覧ください。

国、地方公共団体、公共・公益法人等の消費税Q&A П

(問1) 免税期間における起債の償還元金に充てるための補助金等の使途の特定

()地方公共団体の特別会計が、消費税の納税義務が免除される課税期間において、借入金等(消 費税法施行令第75条第1項第1号に規定する「借入金等」(通常の借入金等) をいいます。以下 同じ。)を財源として事業を行いました。

その後、課税事業者となった課税期間において、当該借入金等の返済のための補助金等の交 付を受けましたが、当該補助金等の交付要綱等にその旨が記載されているときは、当該借入金 等により賄われた課税仕入れ等については仕入税額控除の対象とされていないことから、当該 補助金等については、特定収入に該当しないものとして取り扱ってよいでしょうか。

🛕 特定収入に該当しないものとして取り扱われます。

国又は地方公共団体等については、特定収入によって賄われる課税仕入れ等は、課税資産の譲渡等のコス トを構成しないという考え方から、特定収入により賄われる課税仕入れ等の税額は仕入税額控除の対象とし ない調整計算を行うこととされています。

この考え方に基づき、借入金等の返済のための補助金等については、次の方法により使途を特定すること としています(消費税法基本通達16-2-2(1)注書、(2)ハ)。

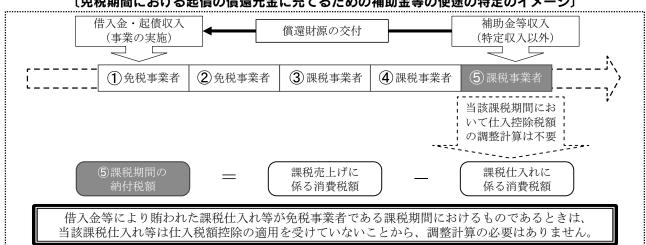
- イ 借入金等を財源として行った事業について、当該借入金等の返済のための補助金等が交付される場 合において、当該補助金等の交付要綱等にその旨が記載されているときは、当該補助金等は当該事業 に係る経費のみに使用される収入として使途を特定する。
- ロ 交付要綱等において、借入金等の返済のための補助金等とされているものについては、当該借入金 等により事業が行われた課税期間における支出の割合であん分する方法で使途を特定する。

これは、借入金等により賄われた課税仕入れ等が、結果的に補助金等で賄われることとなるからであり、 過去において仕入税額控除の対象とされた課税仕入れ等で借入金等により賄われたものについて当該補助金 等の交付を受けた課税期間において調整しようとするものです。

この考え方からすれば、借入金等により賄われた課税仕入れ等が、免税事業者である課税期間におけるも のであれば、仕入税額控除の対象とされていないことから、調整をする必要はないこととなります。

なお、市町村の統廃合により新設あるいは存続する特別会計が、廃止された特別会計から債権債務を承継 することとなり、引き継いだ借入金等の中に廃止された特別会計が免税期間中に行った起債に係る部分があ る場合、その借入金等の返済のための補助金等についても同様に取り扱われます。

〔免税期間における起債の償還元金に充てるための補助金等の使途の特定のイメージ〕



(問2) 借換債の償還に充当した繰入金等

 地方公共団体の特別会計が、X1年度に地方債を財源として事業を行い、その後、X2年度に おいて借換債を起債し、その資金を原資としてX1年度に起債した地方債を償還しました。

更に、X3年度において、X2年度に起債した借換債を償還するために、一般会計からの繰入 金等が措置された場合、その繰入金等の使途の特定に当たっては、X1年度の地方債で賄った事業に係る経費に充てられたものとして使途を特定することとなるのでしょうか。

なお、X1年度~X3年度は課税事業者であり、地方債及び借換債は、消費税法施行令第75条 第1項1号に規定する「借入金等」(通常の借入金等)に該当するものです。

A その地方債で賄った事業に係る経費に充てられたものとして使途を特定することとなります。

地方債の元金を償還するために一般会計からの繰入金等が措置された場合には、その繰入金等は元金償還金のために使用されたものとして使途を特定するのではなく、その地方債で賄った事業のために使用されたものとして使途を特定することとされています(消費税法基本通達16-2-2(1)注書、(2)ハ)。

借換債を償還するための一般会計からの繰入金等は、実質的には借換債によって償還された地方債で賄われた事業のために使用されたこととなりますので、その事業に係る経費に充てられたものとして使途の特定を行うのが合理的です。

したがって、借換債によって償還された地方債で賄われた事業に係る経費が課税仕入れ等であれば、借換債を償還するための一般会計からの繰入金等は特定収入に該当することとなります。

なお、借換債によって償還された地方債で賄われた課税仕入れ等が、免税事業者である課税期間における ものの場合には、その課税仕入れ等は仕入税額控除されていませんので、借換債を償還するための一般会計 からの繰入金等は、特定収入に該当しないものとして取り扱われます(問1参照)。

(問3) 繰越金

前年度において収受した補助金等について、一部を今年度に繰り越し、今年度においてその 繰越金を歳入として受け入れる処理を行いました。この場合、今年度において受け入れ処理し た前年度繰越金は今年度の特定収入となりますか。

今年度の特定収入には該当しません。

前年度繰越金を生ずるもととなった収入(補助金等)は、収受した年度において特定収入に該当するか否かの判定(使途の特定)を行っていますから、前年度繰越金は、それを歳入として受け入れ処理した年度において特定収入とならず、使途の特定を行う必要もありません。

なお、前年度繰越金を歳入として受け入れ処理した年度においては、前年度繰越金を除いた歳入について 特定収入に該当するかどうかの判定(使途の特定)を行います。

(問4)繰越明許費

地方公共団体の特別会計が、特定収入に該当する補助金収入を地方自治法第213条に規定する繰越明許費として翌年度に繰り越している場合、その繰越明許費は実際に収受した年度の特定収入として取り扱うのでしょうか。あるいは、繰り越した年度における特定収入として取り扱うのでしょうか。

(参考)

繰越明許費とは、歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用する経費をいいます。

本実際に収受した年度の特定収入となります。

地方公共団体は、会計年度を設けて、その期間の収支を区分整理するに当たって、「各会計年度における 歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」(地方自治法第208条第2項)こととされ、 また、「毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。」(地方自 治法第220条第3項)こととされています。

ただし、予算の効率的執行を図るため、①地方公共団体の経費をもって支弁する事件で、その履行に数年度を要するもの(継続費の逓次繰越し(地方自治法第212条))、②歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの(繰越明許費(地方自治法第213条))、③歳出予算の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかったもの(事故繰越し(地方自治法第220条第3項))についてはその例外とされています。

ところで、消費税の取扱いにおいて、国、地方公共団体、公共法人等の繰越金については、繰越金を歳入 又は収入として受け入れた年度の特定収入には該当せず、繰越金が発生した年度(実際に収受した年度)に おいて特定収入に該当するか否かを判定することとされています。

この繰越金には、「継続費の逓次繰越し」に限らず、「繰越明許費」及び「事故繰越し」も含まれるべきものです。

したがって、質問の補助金収入の繰越明許費についても、その補助金を収受した年度において特定収入に該当することとなります。

(問5) 地方自治法上の繰上充用

・
地方自治法施行令第166条の2《翌年度歳入の繰上充用》に規定する繰上充用に係る収入は、 今年度の特定収入に該当しますか。

(繰上充用の具体例)

○○県では、森林特別会計を設けていますが、単年度で赤字が生じる場合、他会計からの繰入金等で補填 せず、繰上充用により補填(翌年度の収入から補填)することとしています。

(参考)

地方自治法施行令第166条の2《翌年度歳入の繰上充用》

会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。

A 今年度における特定収入には該当しません。

地方自治法施行令第166条の2に規定する繰上充用は、会計に赤字が生じた場合、単に翌年度の歳入で今年度の赤字を補填するというものであり、実際に収入として収受する翌年度において特定収入に該当するか否かの判定を行いますから、今年度における特定収入には該当しません。

(問6) 借入金の利子の支払に使用することとされている補助金

公 当法人(公益財団法人)では、建物の建設資金の借入れを行いましたが、借入金の利子の支払に当たっては、地方公共団体から補助金が交付されることとなっています。この補助金は、特定収入として取り扱うこととなるのでしょうか。

A 特定収入に該当しないことになります。

質問の補助金については、金銭の借入れに関して交付される補助金ですが、借入金元本の返済に充てられるものではなく、非課税取引の対価である借入金利子の支払のためにのみ使用することとされている収入ですから、その補助金を交付する地方公共団体が作成した交付要綱等にその旨が明らかにされていれば、特定収入に該当しないことになります。

(問7) 人件費に使途が特定されている補助金

公事業団では、交付要綱において人件費に充てるべきこととされている補助金を国から交付されており、当該補助金を給料及び通勤手当として職員に支払っています。この場合、当該補助金は特定支出のためにのみ使用するものでない(通勤手当の支給は課税仕入れとなります。)ことから、全額が特定収入に該当することとなると考えられますが、当該補助金における実績報告書において通勤手当として支出した金額が明らかにされている場合には、当該金額のみを特定収入とし、それ以外の金額については、特定収入に該当しないものとして取り扱ってよいでしょうか。

A 通勤手当以外の金額については、特定収入に該当しないものとして取り扱って差し支えありません。

資産の譲渡等の対価以外の収入の使途が特定されているかどうかは、一般的には法令又は交付要綱等に定めたところによります。この場合の交付要綱等とは、補助金等を交付する者が作成したその補助金等の使途を定めた文書をいい、補助金等交付要綱、補助金等交付決定書のほか、これらの附属書類である補助金等の積算内訳書、実績報告書も含まれます(消費税法基本通達16-2-2、P8参照)。

したがって、実績報告書において、通勤手当として支出した金額が明らかにされている部分に係る補助金を特定収入とし、給料として支出した金額に係る補助金を特定支出のためにのみ使用することとされている収入として特定収入に該当しないものとして取り扱って差し支えありません。

(問8)消費税の還付金

 国、地方公共団体、公共・公益法人等が、消費税の確定申告に当たって控除不足還付税額が 生じ還付金を受け取った場合、その還付金は特定収入に該当しますか。

A 特定収入に該当しません。

消費税の確定申告において控除不足還付税額が生じたことにより収受する還付金は、資産の譲渡等の対価以外の収入ですが、消費税法施行令第75条第1項第5号の「還付金」に該当しますので、特定収入に該当しない収入(特定収入以外の収入)となります(P6参照)。

なお、還付加算金は、利息的な要素はありますが、対価性がないことから資産の譲渡等の対価以外の収入 に該当し、特定収入となります。

(問9) 公益法人等の申告単位

当法人(公益社団法人)では、法人税法上の収益事業に該当する事業も行っていることから、収益事業と非収益事業について区分経理し、収益事業部門を特別会計とし、非収益事業部門を一般会計とする経理を行っています。このように会計単位を別々にしている場合には、収益事業部門の特別会計についてのみ申告すればよいのでしょうか。また、非収益事業部門の一般会計についても申告の必要がある場合、各部門ごとに申告すればよいのでしょうか。

A 収益事業部門及び非収益事業部門において行った課税資産の譲渡等について、合わせたところで 申告をする必要があります。

公益法人等の非収益事業から生じた所得には法人税は課税されませんが、消費税においては、非収益事業に属する資産の譲渡等を行った場合であっても、それが国内における課税資産の譲渡等である限り、事業者である公益法人等が行ったものですから、課税の対象となります(消費税法第4条第1項)。

また、消費税は事業者を納税義務者としていますが、基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高(又は給与等支払額)(以下「基準期間における課税売上高等」という。)が1,000万円以下の場合には、原則として、その課税期間の納税義務は免除されます(消費税法第9条第1項等)。この基準期間における課税売上高等も事業者を単位として判定することとされています。さらに、消費税の申告も事業者を単位として行うこととされています(消費税法第42条第1項、第45条第1項)。このような取扱いは、公益法人等であっても異なるところはありませんから、収益事業部門と非収益事業部門について各部門ごとに申告することは認められません。

したがって、公益法人等のその課税期間の基準期間における課税売上高等が1,000万円を超える場合には、 その課税期間中に収益事業部門及び非収益事業部門において行った課税資産の譲渡等について、合わせたと ころで申告をする必要があります。

(問10) 一部事務組合への適用関係

一部事務組合への消費税法の適用はどのようになりますか。

🛕 一部事務組合への消費税法の適用関係は以下のとおりです。

1 一部事務組合の法的性格と権能

一部事務組合は、二以上の地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公 共団体であり(地方自治法第1条の3第3項、第284条第1項)、次のような性格を有しています。

- ① 構成団体から独立した地方公共団体としての性格
- ② 特別地方公共団体である性格
- ③ 公法人である性格 このような性格を持つ一部事務組合の権能は、次のようなものであるといえます。
- ① 一部事務組合は、法人格が認められ、行政主体としての各種の公権が賦与されているという点で、普通地方公共団体となんら違いはありません。ただし、一部事務組合の権能は、規約で定められた共同処理事務の範囲内においてのみ認められます。
- ② この共同処理事務については、なんら制限はなく、共同処理事務の範囲内であれば、そのために必要な条例・規則を制定し、財源を調達し、法律の認めている範囲内で公権力をもって事務を執行することができます。

2 一部事務組合の財務と会計

一部事務組合には、都道府県及び市町村に関する規定の準用があります(地方自治法第292条)。

また、財務の規定については、全て準用されると解されていることから、一般的には、会計の区分の規定(地方自治法第209条)についての準用があります。したがって、法令に特別会計を設けるべき旨の規定がある場合は格別、その他の場合は、一般会計であることは、普通地方公共団体の場合と同様です。

3 一部事務組合における消費税の課税関係

このように、一部事務組合の場合、会計については普通地方公共団体と同様と考えるべきものであり、 消費税法の適用についても、基本的には普通地方公共団体と同様に解することとなります(消費税法第60 条)。

ただし、普通地方公共団体において、本来、特別会計を設けて会計経理することとされている事業を一部事務組合において共同処理する場合には、当該事業を経理する一部事務組合の会計は、特別会計と考えるべきものであることから、消費税法施行令第72条第3項において、「当該事業は、同条(消費税法第60条)第1項本文の特別会計を設けて行う事業とみなす。」とされています。

ここで、特別会計を設けて行う事業とみなされる事業とは、

- ① 地方公営企業に係る事業
- ② 競馬等の公営競技の事業
- ③ 対価を得て資産の譲渡又は貸付けを主として行う事業

等が考えられます。このうち、地方公営企業は、地方公営企業法等により特別会計を設けて行うものとすることが定められていることから、一部事務組合においてこのような事業を共同処理する場合にも、当然に特別会計を設けて会計経理することとなります。このほか、消費税法施行令第72条第3項においては、②及び③の場合について特別会計を設けて行う事業とみなすこととされています。

なお、地方自治法第285条の一部事務組合が特別会計を設けて行う事業のうち、「対価を得て資産の譲渡 又は貸付けを主として行う事業」以外の事業は、一般会計に係る事業とみなされます。この場合、「主として」 行われる事業か否かは、その特別会計の総収入金額に占める資産の譲渡又は貸付けの対価の額が50%を超 えているか否かにより判定します。

○ 国及び地方公共団体の e-Tax 義務化について【令和2年4月1日~】

「地方公共団体」とは、都道府県や市町村の普通地方公共団体及び一部事務組合などの特別地方

公共団体をいいます。

注

意

したがって、消費税等の申告が必要な一部事務組合は、**令和2年4月1日以後開始する課税期間**の申告から、添付書類(「付表」など)を含めて、e-Tax により提出しなければなりません。(参照→表紙)

(問11) 令和元年10月1日前の借入金の返済に充てる補助金の交付を受けた場合

令和元年10月1日前に借入金等を財源として課税仕入れ(消費税率6.3%適用)を行い、当該借入金等の返済等のための補助金等が同日以後に交付された場合、当該補助金等が交付された課税期間における特定収入に係る仕入控除税額の調整計算はどのようになりますか。

A 当該補助金等に係る仕入控除税額の調整計算は、課税仕入れ等に係る特定収入に6.3/108を乗じて計算することとなります。

国、地方公共団体等に特定収入がある場合には、仕入控除税額の計算に当たって、その特定収入に係る課税仕入れ等の税額を調整することとされています (P4参照)。

令和元年10月1日以後に受け入れる特定収入に係る仕入控除税額の調整計算については、原則として消費

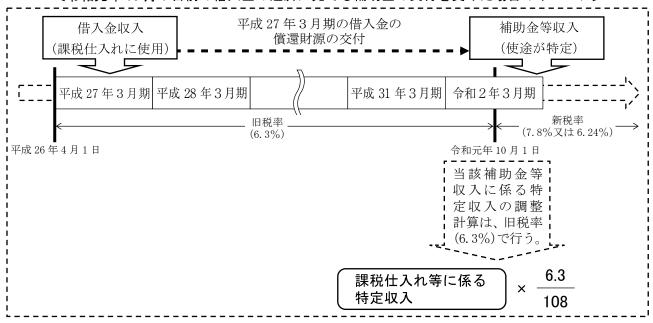
税率7.8%(軽減税率が適用される課税仕入れ等に係る支出のために充てられるものについては6.24%)を前提として調整(課税仕入れ等に係る特定収入に7.8 / 110又は6.24 / 108を乗じて計算)し、平成26年4月1日以後から令和元年10月1日前に受け入れる特定収入及び同日以後に受け入れる特定収入のうち法令若しくは交付要綱等又は国、地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書(以下「法令等」といいます。)において、旧税率適用課税仕入れ等(6.3%適用課税仕入れ等)に係る支出等のためにのみ充てられることが明らかにされているものに係る仕入控除税額の調整計算については、原則として消費税率6.3%を前提として調整(課税仕入れ等に係る特定収入に6.3 / 108 を乗じて計算)を行うことになります。

ところで、法令において返済又は償還のための補助金等が交付されることとなっていない借入金等(以下「借入金等」という。)を財源として課税仕入れを行い、後日、当該借入金等の返済等のための補助金等が交付された場合で、当該補助金等の交付要綱等に当該借入金等の返済等のための補助金等である旨が記載されているときは、当該補助金等は当該課税仕入れにのみ使用される収入として使途を特定することとなります(消費税法基本通達16-2-2(1)注書)。

したがって、例えば、令和元年10月1日前に借入金等を財源として課税仕入れ(消費税率6.3%適用)を行い、 当該借入金等の返済等のための補助金等(交付要綱等で使途が特定されているものに限ります。)が同日以 後に交付された場合には、当該補助金等に係る仕入控除税額の調整計算は、消費税率6.3%を前提として調 整(課税仕入れ等に係る特定収入に6.3/108を乗じて計算)によることとなります*。

- ※ この方法で計算する場合には、旧税率(4%及び6.3%)を適用した取引がある場合の計算表(国税庁ホームページに掲載しています。)を使用してください。
- (注) 平成26年4月1日前に受け入れる特定収入及び同日以後に受け入れる特定収入のうち法令等において、旧税率適用課税仕入れ等(4%適用課税仕入れ等)に係る支出等のためにのみ充てられることが明らかにされているものに係る仕入控除税額の調整計算については、原則として消費税率4%を前提として調整(課税仕入れ等に係る特定収入に4/105を乗じて計算)を行うことになります。

[令和元年 10 月 1 日前の借入金の返済に充てる補助金の交付を受けた場合のイメージ]



特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算 Ш

事例 1

課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合

○○市下水道事業特別会計の当課税期間(平成31年4月1日~令和2年3月31日)の課税売上高 等の状況は次のとおりです。

なお、課税売上げ及び課税仕入れの金額は、全て税込みの金額とします。

〇当課税期間の課税売上げ等の状況

(単位:円)

項目	税率6.3% 適用分	税率6.24% 適用分	税率7.8% 適用分	合計金額
① 下水道使用料収入(課税売上げ)	80, 000, 000	_	50, 000, 000	130, 000, 000
② 受益者負担金			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
合理的な方法により課税仕入れに 使途が特定されたもの ^(注)	16, 000, 000	800,000	13, 200, 000	30, 000, 000
合理的な方法により補償費(不課税)に使途が特定されたもの				100, 000
③ 預金利息収入(非課税売上げ)				100, 000
④ 国庫補助金収入	,			
合理的な方法により課税仕入れに 使途が特定されたもの(注)	11, 000, 000	500, 000	8, 500, 000	20, 000, 000
交付要綱等において地方債の利子 の支払いに使途が特定されている もの				10, 000, 000
⑤ 一般会計繰入金				
合理的な方法により課税仕入れに 使途が特定されたもの ^(注)	7, 500, 000	300, 000	7, 200, 000	15, 000, 000
合理的な方法により人件費(通勤 手当を除く。)に使途が特定され たもの				25, 000, 000
⑥ 消費税及び地方消費税の還付金				250,000
⑦ 課税仕入れ	60, 000, 000	2, 500, 000	47, 500, 000	110, 000, 000

(注) 内訳に示す税率が適用される課税仕入れ等にのみ使途が特定されている金額

(1) 課税標準額

イ 税率6.3%適用分

(下水道使用料収入)

 $\times \frac{100}{108} = 74,074,074$ 80,000,000円

> ・・・計算表 1 ① B、付表1-2①-1 C、付表2-2① C、第二表④ → 74,074,000円 (1,000円未満切捨て)・・・付表1-2①C

口 税率7.8%適用分

(下水道使用料収入)

 $\times \frac{100}{110} = 45,454,545$ 50,000,000円

> ・・・計算表 1 ①D、付表1-1①-1 E、付表2-1①E、第二表⑥ → 45,454,000円 (1,000円未満切捨て)・・・付表1-1①E

ハ 合計額(イ+ロ)

(税率6.3%適用分)

(税率7.8%適用分)

74,074,000円 + 45,454,000円

・・・付表1-1①F、第二表①、第一表①

(2) 課税標準額に対する消費税額

税率6.3%適用分

((1)イの金額)

74,074,000円 × 6.3% = 4,666,662円・・・付表1-2②C、第二表⑭

= 119,528,000円

口 税率7.8%適用分

((1)ロの金額)

45,454,000円 \times 7.8% = 3,545,412円・・・付表1-1②E、第二表⑯

ハ 合計額(イ+ロ)

(税率6.3%適用分)

(税率7.8%適用分)

4,666,662円 + 3,545,412円 = 8,212,074円

・・・付表1-1②F、第二表①、第一表②

(3) 調整前の仕入控除税額の計算【計算表 1 を使用します】

調整前の仕入控除税額(特定収入に係る調整計算を行う前の課税仕入れ等の税額)を計算します。

イ 課税売上割合

 $- = 99.91...\% \ge 95\%$

 119, 528, 619円 (注1)
 +100,000円 (注2)
 =
 119,528,619円 (10,000円 (10,000) (10,000円 (10,000) (10,000) (10,000) (10,000) (10,000) (10,000) (1

・・・付表2-14(・7)・8(、第一表(5)・(6)

((1)イの金額) ((1)ロの金額)

(注1) 課税売上高(税抜き) = 74,074,074円 + 45,454,545円 = 119,528,619円

・・・計算表 1 ① E 、付表2-1 ① F 、付表1-1 ① -1 F 、第二表 ⑦

(預金利息収入)

(注2) 非課税売上高 = 100,000円 · · · 計算表1④E、付表2-1⑥F

ロ調整前の仕入控除税額

(イ) 税率6.3%適用分

60,000,000円 $\times \frac{6.3}{108} = 3,499,999$ 円・・・付表2-2⑩C

(ロ) 税率6.24%適用分

2,500,000円 $\times \frac{6.24}{108} = 144,444$ 円・・・<u>付表2-1⑩</u>D

(ハ) 税率7.8%適用分

47,500,000円 $\times \frac{7.8}{110} = 3,368,181$ 円・・・付表2-1⑩E

(二) 合計額 ((イ)+(ロ)+(ハ))

(税率6.3%適用分)

(税率6.24%適用分)

(税率7.8%適用分)

3,499,999円 + 144,444円 + 3,368,181円 = 7,012,624円・・・付表2-1⑩F

(4) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額(調整税額)の計算【計算表2~5を使用します】

イ 資産の譲渡等の対価以外の収入を区分します(計算表 2(1)を使用します。)

(受益者負担金)

(国庫補助金収入)

(一般会計繰入金)

特定収入の合計額 $^{(12)}$ = 30,000,000円 + 20,000,000円 + 15,000,000円

= 65,000,000円・・・計算表 2(1)①A

- (注) 次のものは「特定収入」に該当しません。
 - 補助金等のうち、例えば、法令又は交付要綱等において地方債の利子の支払いに充てることとされているもの、合理的な方法により補償費(不課税)又は人件費(通勤手当を除く。)に使途が特定されたもの
 - 消費税及び地方消費税の還付金(還付加算金を除く。)

ロ 特定収入割合の計算(計算表3を使用します。)

特定収入割合の計算を行い、特定収入に係る調整計算の要否を判定します。

特定収入割合 = 特定収入の合計額

資産の譲渡等の対価の額の合計額 (注) +特定収入の合計額

(注) 資産の譲渡等の対価の額の合計額 = 課税売上高(税抜き) + 免税売上高 + 非課税売上高 + 国外売上高

_ 65,000,000円(計算表 2(1)⑰A)

(119,528,619円+100,000円)(計算表1⑥E)+65,000,000円

- = $\frac{65,000,000円}{184,628,619円}$ = 35.3% (小数点第4位以下切上げ)・・・計算表3④
- → 特定収入割合が5%を超えているため、特定収入に係る調整計算を行う必要があります。

ハ 調整後税額の計算(計算表4・5(1)を使用します。)

(イ) 税率6.3%適用分

① 課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入(課税仕入れ等に係る特定収入) に係る税額

34,500,000円 (計算表5(1)④) × $\frac{6.3}{108}$ = 2,012,499円 · · · 計算表5(1)⑤

② 特定収入に係る課税仕入れ等の税額(調整税額)

全ての特定収入の使途が課税仕入れ等にのみ特定されているので、計算表4による調整割合は0となり、①で計算した金額が調整税額となります。

2,012,499円・・・計算表5(1)3

③ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

(調整前の仕入控除税額=(3)口(4)) (②の金額)

控除対象仕入税額 = 3,499,999円 - 2,012,499円 = 1,487,500円

・・・計算表 5 (1)⑭、付表2-2② C、付表1-2④ C

(ロ) 税率6.24%適用分

① 課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入 (課税仕入れ等に係る特定収入) に係る税額

1,600,000円 (計算表 5(1)⑥) × $\frac{6.24}{108}$ = 92,444円 · · · 計算表 5(1)⑦

② 特定収入に係る課税仕入れ等の税額(調整税額)

全ての特定収入の使途が課税仕入れ等にのみ特定されているので、計算表4による調整割合は0となり、①で計算した金額が調整税額となります。

92,444円・・・計算表 5 (1)③

③ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

(調整前の仕入控除税額=(3)ロ(1)) (②の金額)

控除対象仕入税額 = 144,444円 - 92,444円 = 52,000円

・・・計算表 5 (1)値、付表2-133 D、付表1-14 D

(ハ) 税率7.8%適用分

① 課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入 (課税仕入れ等に係る特定収入) に係る税額

28,900,000円 (計算表 5(1)⑧) × $\frac{7.8}{110}$ = 2,049,272円 · · · 計算表 5(1)⑨

② 特定収入に係る課税仕入れ等の税額(調整税額)

全ての特定収入の使途が課税仕入れ等にのみ特定されているので、計算表4による調整割合は0となり、①で計算した金額が調整税額となります。

- 2,049,272円・・・計算表5(1)⑬
- ③ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

(調整前の仕入控除税額=(3)ロ(ハ)) (②の金額)

控除対象仕入税額 = 3,368,181円 - 2,049,272円 = 1,318,909円

・・・計算表 5(1)⑭、付表2-1②E、付表1-1④E

(二) 合計額((イ)+(ロ)+(ハ))

(税率6.3%適用分) (税率6.24%適用分) (税率7.8%適用分)

1,487,500円 + 52,000円 + 1,318,909円 = 2,858,409円

・・・付表2-123F、付表1-14F、第一表4

(5) 納付税額の計算

イ 差引税額

(イ) 税率6.3%適用分

(課税標準額に対する消費税額=(2)イ) (控除対象仕入税額=(4)ハ(4)③)

4,666,662円 - 1,487,500円 = 3,179,162円

・・・付表1-29C・22C、第二表22

(ロ) 税率6.24%適用分

(課税標準額に対する消費税額) (控除対象仕入税額=(4)ハ(p)③)

0円 - 52,000円 = ▲52,000円 ^(注)・・・付表1-1⑧D

(注) 付表1-18 D欄へは「52,000円」(正数) で記載します。

(ハ) 税率7.8%適用分

(課税標準額に対する消費税額=(2)ロ) (控除対象仕入税額=(4)ハ(ハ)③)

3,545,412円 - 1,318,909円 = 2,226,503円・・・付表1-19E

((ロ)の金額) ((ハ)の金額)

(注) 地方消費税 (22/78) の課税標準となる消費税額 = ▲52,000円 + 2,226,503円 =2,174,503円

・・・付表1-1³E、第二表²³

(二) 合計額 ((イ) + (ロ) + (ハ))

(税率6.3%適用分) (税率6.24%適用分) (税率7.8%適用分)

3,179,162円 - 52,000円 + 2,226,503円 = 5,353,665円

・・・付表1-1⑩F・⑬F、第二表⑩

5,353,665円 → 5,353,600円 (100円未満切捨て)・・・第一表⑨・⑩

口 納付税額

(差引税額) (中間納付税額)

5,353,600円 - 0円 = 5,353,600円 \cdot \cdot 第一表①

ハ 地方消費税 (譲渡割額) の納税額

(イ) 税率6.3%適用分

(イ(イ)の金額)

3,179,162円 × $\frac{17}{63}$ = 857,869円 · · · 付表1-2⑮C

(ロ) 税率7.8%適用分

① 還付税額

(イ(ロ)の金額)

52,000円 × $\frac{22}{78}$ = 14,666円 · · · 付表1-1 $\frac{1}{1}$ E

② 納税額

(イ(ハ)の金額)

2, 226, 503円 $\times \frac{22}{78} = 627,988$ 円 · · · 付表1-1⑤ E

(ハ) 合計額((イ)+(ロ))

(税率6.3%適用分)

(税率7.8%適用分)

857,869円 + (627,988円-14,666円) = 1,471,191円

・・・付表1-1億F

1,471,191円 → 1,471,100円(100円未満切捨て)・・・第一表20

ニ 地方消費税の納付譲渡割額

(譲渡割額納税額)

(中間納付税額)

1,471,100円

0円

= 1,471,100円・・・第一表②

ホ 消費税及び地方消費税の合計額

(消費税額)

(地方消費税額)

5,353,600円

+ 1,471,100円

= 6,824,700円・・・第一表②

計算表 1 資産の譲渡等の対価の額の計算表

内		容	税率4%適用分	税率6.3%適用分	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合 計
		_	A	В	С	D	E
課税売	通常の課税売上げ・ 役員への贈与及び低額譲渡	1	Ħ	円 <i>74,074,074</i>	円	円 <i>45,454,545</i>	円 // <i>9,528,6</i> /9
売上げ	課税標準額に対する消費税額の 計算の特例適用の課税売上げ	2		77,077,077		+0,+0+,0+0	111,520,011
免税売上げ (輸出取引等)		3					
非課税売上げ		4					100,000
国外における資産の譲渡等の対価の額		(5)					
資産の	の譲渡等の対価の額の合計額	6					計算表3①、計算表4①~

- (注)1 各欄の金額は、いずれも消費税額及び地方消費税額に相当する額を含みません。
 - 2 各欄の金額について、売上げに係る対価の返還等の額がある場合でも、売上げに係る対価の返還等の額を控除する前の金額を 記入してください
 - 3 非課税売上げについては、譲渡の対価の額をそのまま記入してください(課税売上割合を計算する場合とは異なります。)。
 - 4 ②欄には、消費税法施行規則の一部を改正する省令(平成15年財務省令第92号)附則第2条《課税標準額に対する消費税額の計算の特例》の適用を受けるものを記載します。

計算表 2 特定収入の金額及びその内訳書

(1) 特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳書

									1
内	容		資産の譲渡等の 対価以外の収入	左のうち 特定収入	うち税率4%が 適用される課税 仕入れ等にのみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等に 係る特定収入」)	うち税率6.3%が 適用される課税 仕入れ等にのみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等に 係る特定収入」)	うち税率6.24%が 適用される課税 仕入れ等にのみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等に 係る特定収入」)	うち税率7.8%が 適用される課税 仕入れ等にのみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等に 係る特定収入」)	A- (B+C+D+E) (「課税仕入れ等に 係る特定収入以外 の特定収入」)
				A	В	С	D	Е	F
租	税	1	円	円	円	円	円	P.	円
補助金・交	付金等	2	30,000,000	20,000,000		1 1,000,000	500,000	8,500,000	0
他会計からの	繰入金	3	40,000,000	/5,000,000		7,500,000	300,000	7,200,000	0
寄 附	金	4							
出資に対する	配当金	(5)							
保険	金	6							
損害賠	償 金	7							
会費・入	. 会 金	8							
喜 捨	金	9							
債務免	除益	10							
借入		(1)							
出資の受	入れ	12							
貸付回	収 金	13							
受益者負	担金	14)	30,100,000	30,000,000		16,000,000	800,000	/ 3,200,000	0
消費税等递	付金	15	250,000	0					0
		16							
合	計	17)	100,350,000	m gr x o e	計算表 5 (1)②、(3)②へ	計算表 5 (1) ④、(3) ④へ 34,500,000		計算表 5 (1) ⑧、(3) ⑧へ 28,900,000	計算表 4 ②へ <i>O</i>

⁽注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表3 特定収入割合の計算表

内容		金	額	等	
資産の譲渡等の対価の額の合計額(計算表1⑥E)	1		/ /	l 9,628,6	円 5/9
特定収入の合計額(計算表 2 (1) ⑰ A)	2		ć	6 <i>5,000,</i> 0	000
分母の額(①+②)	3		18	84,6 <i>28,</i> 6	619
特定収入割合(②÷③)	4			35.3	%

(注) ④欄は、小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。



- 特定収入割合が
 - ・ 5%を超える場合 \Rightarrow 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き「計算表 4、 5」の作成を行います。
 - ・5%以下の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。

計算表 4 調整割合の計算表

内 容		金額等
資産の譲渡等の対価の額の合計額(計算表1⑥E)	1	円 // <i>9,628,6</i> /9
課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入(計算表 2 (1) ⑰ F)	2	0
分母の額 (①+②)	3	
調整割合 (②の金額 ③の金額)	4	計算表 5 (1) ⑪、(2) ⑫、(3) ⑬へ 0 // 9,628,6/9

計算表 5 控除対象仕入税額の調整計算表

(1) 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合

内	容		税率4%適用分	税率6.3%適用分	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分				
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額		1	円	円 <i>3.499.999</i>	円 / <i>44.444</i>	7.368,181				
課税仕入れ等 (税率4%) にのみ使途が特定され (「課税仕入れ等(税率4%) にのみ使途が特定され (「課税仕入れ等に係る特定収入」) (計算表2(1)		2		3,474,747	744,444	3,300,101				
②× <u>4</u> (1円未満の端数切捨て)		3								
課税仕入れ等 (税率6.3%) にのみ使途が特定さ(「課税仕入れ等に係る特定収入」) (計算表 2(1)		4		34,500,000						
$4 \times \frac{6.3}{108}$ (1円未満の端数切捨て)		⑤		2,012,499						
課税仕入れ等(税率6.24%)にのみ使途が特定さ (「課税仕入れ等に係る特定収入」) (計算表2(1)		6			1,600,000					
⑥× $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)		7			92,444					
課税仕入れ等(税率7.8%)にのみ使途が特定さ (「課税仕入れ等に係る特定収入」) (計算表 2 (1)		8				28,900,000				
⑧× 7.8 110 (1円未満の端数切捨て)		9				2,049,272				
①-③、①-⑤、①-⑦、①-⑨		10	1-3	①-⑤ /,4 <i>87,500</i>	①-⑦ 52,000	①-⑨ /,3/8,909				
調整割合 (計算表4④)		11)	0							
⑩×⑪(1円未満の端数切捨て)		12		0	0	0				
特定収入に係る課税仕入れ等の税額(③+⑫、⑤+⑫	、⑦+⑫、⑨+⑫)	13	3+12	(5)+(12) 2,0/2,499	7+12	9+12 2,049,272				
控除対象仕入税額(①-⑬)		14)		1,487,500		1,318,909				
書付: 額] · ・マイナス (△) の場合 ⇒ 「F	合には、「△」で表示 申告書付表 2 - 2」の 表 1 - 2」の④ B欄 へ転記します。 申告書付表 2 - 2」の 鋭額〕へ転記します。)②]	B欄及び「申告 除対象仕入税							
 ○ 税率6.3%適用分の④欄の金額が ・プラスの場合 → 「申告書付表2-2」の②C欄及び「申告書付表1-2」の④ C欄 [控除対象仕入税額] へ転記します。 ・マイナス(△)の場合 ⇒ 「申告書付表2-2」の②C欄 [控除過大調整税額] へ転記します。 										
税額〕	申告書付表 2 - 1 」の へ転記します。 申告書付表 2 - 1 」の	_								
税名	申告書付表 2 - 1 」の 類〕へ転記します。 申告書付表 2 - 1 」の					<u> </u>				

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

		課	税	期	間	平成31・4・1~5	≙πο. 2.21		又は名称		下水道事	娄胜 则	企 卦		
		11八	196	291							一八旦事	*** 79 /J'J';	Δ II		
[区		5		旧	税率分小計	税 率 6.24 % 通	鱼用 分	税率 7.8 %	適用分	合	計	F		
			1		(仕事1 9	X の①X欄の金額) 円	D	円	Е		(X ※第二表の①*	+D+E)	m		
課	税	票準	額	1	(1) 30 1=20	74,074 000		000		54 000		9,528	000		
① ₌₌	! 税 資 層	tr on ∌tr	Juda ArAr	1	(付表1-20	の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ		※第二表の⑦ホ	*			
の の	対 対	重の 譲 価 の	股 菊	1		74,074,074			45.4	454.545	/ ※第二表の⑩相	l 9.528.	619		
内特	内 特定課税仕入れに 係る支払対価の額 2		1)	(付表1-20	の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合が		定課税仕入れがある事業者 ※第二表の⑨欄へ	のみ記載する。	※第二表の⑩相	II^				
訳			2	(付表1-2の②X欄の金額)				※第二表の⑮欄へ	※第二表の⑪ホ	W					
消	費	税	額	2	(1) 30 1-20		次为—以少(g/m)、				※第二表のUn		0.77		
					(付表1-20	4,666,662 の③X欄の金額)	(付表2-1の②・②D欄の	合計金額)	ろ , (付表2−1の②・③E欄	545,41 <u>2</u> lの合計金額)	※第一表の③ホ	<u>8,212</u> **~	,074		
控队	除過大調團		調整税額③		力大調整税額 ③										
控	控除 针	·象仕入	穏 ケ	(4)	(付表1-20	の④X欄の金額)	(付表2-1の図D欄の金額	()	(付表2-1の図E欄のg	金額)	※第一表の④	W			
控	1下15小7]	ホ山 ハ	. 기나 11년	Œ	(仕事1-9	1,487,500 の⑤X欄の金額)		52,000	/,.	3 <i>18,909</i>	※第二表の⑰ホ	2,858;	,409		
		等対る税		(5)	(114X1=20	- / - <u>() A 門 * /)</u> (限 <i>)</i>					~ x1 - 45(V) W	· .			
除	⑤ 点 L	:げの返	漫笙	(5)	(付表1-20	の⑤-1X欄の金額)					※第二表の®	嗣 へ			
		iに係る		1											
	内特定の近	課税仕	:入れ 対 価	5	(付表1-20	の⑤-2X欄の金額)	※⑤-2欄は、課税売上割合が	95%未満、かつ、特	定課税仕入れがある事業者	のみ記載する。	※第二表の⑬세	II~			
税	訳にイ			2	(付表1-20	の⑥X欄の金額)					※第一表の⑥ホ	W/~			
	貸倒れ	に係る	税額	6	(1724-	- 01111 - 22.500									
額	控除	税額	小 計		(付表1-20	の⑦X欄の金額)					※第一表の⑦ホ	剃 へ			
領	(4)	+5)+@	3))	7		1,487,500		52,000		3 8,909		2,858,	.409		
控隊	余不 足		税額	8	(付表1-20	の⑧X欄の金額)	※⑪E欄へ		※①E欄へ						
34		2-3)	dere		(付表1-20	の⑨X欄の金額)	※@E欄へ	52,000	※@E欄へ			52,	,000		
差	引(②+(税 ③一⑦)	額	9		3,179,162			2	226,503		51105	445		
合	計差		. 額			3,179,162			Z,2	220,303	※マイナスの場 ※プラスの場合)⑧欄へ		
	(⑨-	-(8)		10	_										
地準方と					(付表1-20	の⑪X欄の金額)			(⑧D欄と⑧E欄の合き	計金額)		5,353	,665		
消な費。	控除不	足還付	税額	11)						52,000		52	,000		
の費	差	引 税	額	(12)	(付表1-20	の⑫X欄の金額)			(⑨D欄と⑨E欄の合						
税税標額					(仕表1=9/	3,179,162 の⑬X欄の金額)			2,2 ※第二表の③欄へ(2	226,503	※マイナスの場合	5,405			
	・差引地 上標準とた			13	(11201 20	-> ○•ribit.>> πτ riv()			14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-1	/	※プラスの場合は※第二表の②欄	第一表の18欄へ			
مايت	(12)-	- <u>(ii)</u>			(H±. c	3,179,162				174,503		5,353	,665		
譲渡	還	付	額	<u>(14)</u>	(刊表1-20	の⑭X欄の金額)			(⑪E欄×22/78) (注:				,,,		
渡割					(付表1-20	の⑮X欄の金額)			(⑫E欄×22/78) (注:	14,666		/ 4,	,666		
額	納	税	額	15		857,869		_		527,988		1,485	,857		
	+ 差 引	譲渡	割額	_							※マイナスの場 ※プラスの場合	合は第一表の)(1)欄へ		
	(15)	-(4)		16								1,471	,191		

金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 注意 1

金銀の計算にないては、1円木満の端数を切り捨てる。
旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。
旧税率が適用された取引がない場合(X欄に記載すべき金額がない場合)には、③~⑤E欄の各欄の記載は次のとおりとなる。
(1) 「②E欄-⑪E欄」がマイナスの場合
③E欄に1円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑭E欄に「(⑪E欄-⑫E欄) ×22/78」により計算した金額を記載する(⑯E欄の記載は不要)。

③E欄に100円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑤E欄に「③E欄×22/78」により計算した金額を記載する(④E欄の記載は不要)。

付表 1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

		課	税	期	間 平成31・4・1~4		合和2・3・31	氏 名	又は名称		下水道事業特別会計		
					+34 ·	T 0 0/ \(\frac{1}{2}\)	m //	7¥ + 0/3	*	7¥ # 0 0 0/		Ī	
Þ	<u>K</u>			分	祝	率 3 % 適	用分	税率4%	適用分	税率 6.3%		旧税率分小	
-						А	円	В	円	С		(A+B+ ※付表1-1の①X欄へ	· C) 円
課	税	票 準	重 額	1			000		000	74,0	74 000	74,074	000
① 課	税資	産の譲	後渡等		※第二表	の②欄へ		※第二表の③欄へ		※第二表の④欄へ		※付表1-1の①-1X欄へ	
	対			1	※①-2欄に	t、課税売上割合が95	%未満、かつ、	特定課税仕入れがある事業者	そのみ記載する。	74, ※第二表の⑧欄へ	074,074	74,07 ※付表1-1の①-2X欄へ	4,074
お保	特定課税仕入れに「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					_							
消	**第二表の⑫欄へ			※第二表の⑬欄へ		※第二表の⑭欄へ		※付表1-1の②X欄へ					
					(付表2-	2の②・為A欄の	合計金額)	(付表2-2の②・③B	の合計金額)	<i>4,</i> (付表2-2の②・③	666,662 C欄の合計金額)	4,66 ※付表1-1の③X欄へ	6,66 <u>2</u>
控队	余過 大	調整	税額	3									
控	控除対	*象仕	入税額	4	(付表2-	2の図A欄の金額	į)	(付表2-2の図B欄のg	金額)	(付表2-2の図C欄		※付表1-1の④X欄へ	
	返 還	-	計 征							/,	<u>487,500</u>	/,48 ※付表1-1の⑤X欄へ	<i>7,500</i>
	区係	する	税額	5									
除	⑤ 売上 の対価	げのi になえ		. '								※付表1-1の⑤-1X欄へ	
	内特定	課税付	士入れ	5	※⑤-2欄に	は、課税売上割合が95	** **未満、かつ、	特定課税仕入れがある事業者	そのみ記載する。			※付表1-1の⑤-2X欄へ	
税		· > ~ ~ · · · · · · · · · · · · · · · ·											
	貸倒れ	に係る	る税額	6								※付表1-1の⑥X欄へ	
額	控除	税額	小 計									※付表1-1の⑦X欄へ	
1154	(4)+(5)+	⊢ ⑥)	7				※⑪B欄へ		/, ※⑪C欄へ	<i>487,500</i>	/,48 ※付表1-1の®X欄へ	7,500
控队	余不足	還 付 ②-③		8				次UDM/		※UC欄へ		※竹衣1=1000A側へ	
差	引	税	額					※⑫B欄へ		※⑫C欄へ		※付表1-1の⑨X欄へ	
	(2)+	3-7))	9						3,	179,162	3,17	9,162
合	計差		锐 額	10									
地準	((9)-(8)						(⑧B欄の金額)		(⑧C欄の金額)		※付表1-1の⑪X欄へ	
方となる。	控除不	足還作	寸税額	11)				addition (SPA)		- Ann Provi			
代の 課費	差	税	. 額	(12)				(⑨B欄の金額)		(⑨C欄の金額)		※付表1-1の⑫X欄へ	
税税標額								※第二表の②欄へ		3, ※第二表の②欄へ	179,162	3, / 7 ※付表1-1の⑬X欄へ	9,162
	·差引地標準と	なる消											
譲	(12)-(1))				: 		(⑪B欄×25/100)		<i>3,</i> (⑪C欄×17/63)	179,162	3, / 7 ※付表1-1の④X欄へ	9,162
渡	還	付	額	14)									
割	納	税	額	15				(⑫B欄×25/100)		(⑫C欄×17/63)		※付表1-1の⑮X欄へ	7646
額	T * 11	and Sub-	生 4年								<u>857,869</u>	85	7,869
台書	十差引		刮額	16									-
<u></u>	(Æ)-(14)											

注意 1

金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 付表2-1

一 般

			-			Ī	1	— _{//X}		
		課税期間	平成31・4	4 • 1	! ~令和2・3・31	氏名又は名和	^你	〇〇市下水道事業特別会計		
		項目			X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 F (X+D+E)		
	課税売	上額(税抜	き)	1	(付表2-2の①X欄の金額) 円 74,074,074	PA	45,454,545			
	免 税	売 上	額	2						
	非課税資海外支店	産の輸出等の等へ移送した資産	金額、の価額	3						
課移	見資産の譲渡	等の対価の額(①+	2+3)	4				※第一表の追欄へ ※付表2-2の④X欄へ // <i>9,528,6</i> / <i>9</i>		
	課税資産の	譲渡等の対価の額(④	の金額)	5				, , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	非課	税 売 上	. 額	6				100,000		
資力	産の譲渡等	等の対価の額(⑤	+ ⑥)	7				※第一表の値欄へ ※付表2-2の①X欄へ / / 9,628,6 / 9		
課	税 売 上	割 合 (④ /	⑦)	8				*/		
	課税仕入れ	に係る支払対価の額(税込み)	9	(付表2-2の①X欄の金額) 60,000,000 (付表2-2の迎X欄の金額)	2,500,000 (®D##×6,24/108)		110,000,000		
	課税仕り	しれに係る消費	費 税 額	10	(付表2-2の⑪X欄の金額) 3,499,999 (付表2-2の⑪X欄の金額)	/44,444	(③E欄×7.8/110) 3,368,/8/ か95%未満、かつ、特定課税仕入			
	特定課税付	上入れに係る支払対	価の額	11)	(付表2-2の⑫X欄の金額)	NO CONTRACTOR OF THE PARTY OF T	(①E欄×7.8/100)			
	特定課税	仕入れに係る消	費税額	12			(優上個本1.5/100)			
	課税貨	物に係る消費	税額	13	(付表2-2の⑬X欄の金額)					
	こととなっ) 免除を受けない (た場合における消 (加 算 又 は 減	受 け る) 費 税 額 算) 額	14)	(付表2-2のWX欄の金額)					
課		、等の税額の台 (⑩+⑫+⑬±⑭)	計 額	15	(付表2-2の⑤X欄の金額) 3,499,999	/44,444	3,368,181	7,012,624		
課	税売上割	が 5 億 円 以 下 、 合 が 95 % 以 上 ((⑮の金額)		16	(付表2-2の⑯X欄の金額) 3,499,999	/44,444	3,368,181	7,012,624		
	.税% 1個	うち、課税売上げにのみ	要するもの	17)	(付表2-2の①X欄の金額)					
	売未成り	うち、課税売上げと非課税 通 し て 要 す る		18	(付表2-2の®X欄の金額)					
上超	上満方式個別	別対応方式により控 税 仕 入 れ 等 の 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	税額	19	(付表2-2の@X欄の金額)					
	合場 一括比例 なが合 等の税額	配分方式により控除する課程 (⑮×④/⑦)	兇仕入れ	20	(付表2-2の@X欄の金額)					
控の除調	消費税額	変動時の調整対象固定資の調整(加算又は源		21)	(付表2-2の②X欄の金額)					
税額整	調整対象固定	資産を課税業務用(非課程 場合の調整(加算又は		22	(付表2-2の②X欄の金額)					
差引	[(個、個又)]	対 象 仕 入 は200の金額)±20±20]がプ 過 大 調 整	税 ラスの時 税 額	33	(付表2-2の②X欄の金額) /,487,500 (付表2-2の②X欄の金額)	※付表1-1の④D欄へ 52,000 ※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の④E欄へ 1,3 8,909 ※付表1-1の③E欄へ	2,858,409		
	[(16, 197)]	② の金額) ±②±②] がマイ	ナスの時	24	(付表2-2の公X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ			
貸	倒 回 収	に係る消費	税額	25)						

(R1.10.1以後終了課税期間用)

金額の計算においては、1日末満の端数を切り捨てる。 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。 の及び電搬には、値引き、割取に、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

付表2-2

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税]

		— 加
期間用)		

	Ì	/PLANS 1 DIE	271J 25/KH	N. Du Pe	/ 	JC 13	<u>を含む課税期間</u>	1				
		課税	期	間	平成31・	4 • 1	~令和2・3・31	氏名又は名利	○○市下水 ○市・ ○・日本・ ○・日本・	道事業特別会計		
		項	目				税率3%適用分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	旧税率分小計X		
	T						A	В	С	(A+B+C) ※付表2-1の①X欄へ 円		
	課 税 売	上 額	(利	兑 抜	き)	1	Н	H				
									74,074,074	74,074,074		
	免 税	売		上	額	2						
	非課税資	立の 乾	> Ш 25	* D	△ 姫							
	海外支店等					3						
∆m -€).	(# ~ !! #	on the f			((付表2-1の④F欄の金額)		
洪 孙	経資産の譲渡	等の対価	の領((I) + (2) + (3))	4				119,528,619		
	課税資産の記	新渡 等 の 🌣	対価の	額(④	の金額)	(5)						
	10000000000000000000000000000000000000	* 12 (1 *>)	(1 lbt 4>	DR (C	** <u>32</u> 194 /)						
	非課	税	売	上	額	6						
										(付表2-1の⑦F欄の金額)		
資	産の譲渡等	節の対価	うの 額	į (⑤	+ ⑥)	7				119,628,619		
										/ / /,OZ O,O / 7 (付表2-1の®F欄の割合)		
課	税 売 上	割合	(4	1) /	⑦)	8				[99.9 %] ※端数 切捨て		
	課税仕入れり	- 核マ士+	/ // /== /	の妬し	出はないい	(9)				※付表2-1の⑨X欄へ		
	ж 恍 江 八 40 t	- 係る又ね	2 XI III (77 観(忧込みり	9)			60,000,000			
	課税仕入	. h. k	係る	消 費	み 税 額	10	(⑨A欄×3/103)	(⑨B欄×4/105)	(⑨C欄×6.3/108)	※付表2-1の⑩X欄へ		
		. ,, , , , _	νι. Ψ	117	, DE 19X				3,499,999	3,499,999 ※付表2-1の⑪X欄へ		
	特定課税仕	:入れに	係る支	払対	価の額	11)	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合	分が95%未満、かつ、特定課税仕入。	れがある事業者のみ記載する。 	※竹衣2−1の山X欄へ		
									(⑪C欄×6.3/100)	※付表2-1の⑫X欄へ		
	特定課税	仕入れ	に係る	る消	費 税 額	12						
										※付表2-1の ³³ X欄へ		
	課税貨	物に係	る	消費	税額	13						
	納税義務の	免除をう	受けな	N (§	受 ける)					※付表2-1のQX欄へ		
	こととなっの調整(た場合に加算				14)						
課	税仕入れ			の合	計額	(15)				※付表2-1の⑮X欄へ		
	-	10+12+13							3,499,999	3,499,999 ※付表2-1の個X欄へ		
課業	税 売 上 高 税 売 上 割	が 5 億 合 が 95	円 以 - % 以	下、	かっ、 ひ場合	(16)						
		(追の金額							3,499,999	3,499,999 ※付表2-1の⑪X欄へ		
課 5	_ (ISO)	うち、課税を	- 上げに	このみ要	更するもの	17)				MITAGE TO YOU AME.		
税億	15℃ / 3 別 — —	E.≱. am rM →	E [81	니는 글따 ⊀ ¹ ¹	± [b)-					※付表2-1の®X欄へ		
売円		うち、課税 通 し て				18						
	L 7# L	リ対応 方								※付表2-1の@X欄へ		
上趋	D1 42	税仕入	、れ (®×4)		税額	19						
高又	△担	<u>しい+</u> 配分方式に			税仕入れ					※付表2-1の②X欄へ		
がは		(15×4)		, 000	J-1200 409 V	20						
控の	課税売上割合					(21)				※付表2-1の②X欄へ		
除調	消費税額の)調 整()	加算又	ては洞	は 算)額	en)				W4+to 1000vim		
税	調整対象固定に転用した場	資産を課税	業務用	(非課税	说業務用) 減 質 \ #	22				※付表2-1の②X欄へ		
額整			全(加昇 				※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の図X欄へ		
差	控 除 対 [(16、19又は		.—		税額	23)	-		1,487,500	1,487,500		
	控除道		調	ショルファ 整	・ 税 額		※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	// 40 // 300 ※付表1-2の③C欄へ	7,407,500 ※付表2-1の@X欄へ		
ולי	[(⑯、⑲又は@					24)						
44:		17 15	7 200	(曲	44 #=	6	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の図X欄へ		
貸	倒 回 収	に係	る消	質	税額	25)						
注意	 金額の計算にお 	いては、1円未満の	端数を切り拾	すてる。								

¹ 金額の計算においては、1円未満の増数を切り捨てる。 2 旧母率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。 3 ②、②及び⑧のX欄は、付表2-1の下欄を計算した後に記載する。 4 ⑩及び⑪欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。 (R1.10.1以後終了課税期間用)

課税標準額等の内訳書

D-1-12-01-3-1	->(S +> S ii
納税地	00市00区中央1-1-1
	(電話番号 <i>00 - 0000 - 0000</i>)
(フリガナ)	
名 スは 屋号	○○市下水道事業特別会計
(フリガナ)	コウキョウ イチロウ
代表者氏名又は氏名	公共 一郎

整理

改	正	法	附	則	に。	よる	る 	兑 智	額の	特例 計	一算	€
軽	減 売	上	割 1	含 (10	営	業 日)		附則38①) !	5 1
小	売	等	軽	減	仕	入	割		0	附則38②) !	52
小	売	等	軽	減	売	上	割	合	\bigcirc	附則39①) !	53

等和3/年04月0/日	課税期間分の消費税及び地方	中間申告自平成年月月日日
至令和02年03月31日		対象期間 至 令和 年 月 日

	票 一表)の①欄へ	隼		客	Į	1	+ 兆 千 百 + 億 千 百 + 万 千 百 + 一 F	01
	3	%	適	用	分	2		02
課税資産の	4	%	適	用	分	3		03
譲渡等の	6.3	%	適	用	分	4	74074074	04
対価の額	6.24	%	適	用	分	⑤		05
の合計額	7.8	%	適	用	分	6	454545	06
						7	119528619	07
 特定課税仕入れ	6.3	%	適	用	分	8		11
に係る支払対価	7.8	%	適	用	分	9		12
の額の合計額 (注1)						(10)		13

NIZ					T\/				-		
消				費	税			客	Į.	(11)	8212074
				※申告書(第一	-表)の②欄へ					$\overline{}$	0272077
					3	%	適	用	分	12	
					4	%	適	用	分	13)	
(1	1)	の	内	訳	6.3	%	適	用	分	14)	466662
					6.24	%	適	用	分	15	2!
					7.8	%	適	用	分	16)	3 5 4 5 4 / 2 21

ĺ	ì	豆	還	Ę	É F	対 ※申告	価 5書(3	第一表	こ () の(係 5欄へ	6	3	税	額		17)						3
	1T)	売	上	げ	の	返	還	等	対	価	に	係	る	税	額	18)						32
	内訳	特;	定課	税(士入	.n	の 返	選等	手対	価に	. 係	る税	簡節	(注	1)	19						33

まれる						20	5 3 5 3 6 6 5 41
地 方 消 費 税 の 課税標準となる	4	%	適	用	分	21)	42
消費税額	6.3	%	適	用	分	22	3 / 7 9 / 6 2 43
(注2)	6.24%及び	7.8%	適	用	分	23)	2 1 7 4 5 0 3 44

⁽注1) ⑧~⑩及び⑪欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

⁽注2) ⑩~⑬欄が還付税額となる場合はマイナス「一」を付してください。

☆和 年 月 日 ○○ 税務署長殿	
(vp fix th) OO市OO区中央/-/-/	-
納 税 地 OO # OO	村
(フリガナ) マルマルシゲスイドウジギョウトクベツカイケイ	務 申告区分 指導等 庁指定 局指定
名 取 取 の の 市下水道事業特別会計	署通信日付印【確認印】
個人番号の記載に当たっては、左端を空機とし、ここから記載してください。	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
又は法人番号 / 000 200 3000	調 その他()
(フリガナ) <i>コウキョウ イチロウ</i> (大表者氏名 ハ サ 一 か (ア)	
代表者氏名 公共 一郎 共 印	横
自 守成 3 / 年 0 4 月 0 / 日 課税期間分の消費	
至令和02年03月31日消費税の(確認	
	第
理税 準 獲 額 ①	0 0 0 0 3 記 延払基準等の適用
消費税額② 82/20	0 7 4 06 事 工事進行基準の適用
控除過大調整税額 ③	07 項 現金主義会計の適用 0 有 0 無 34
控 控除対象仕入税額 ④ 28584	4 0 9 08 参 課 税 標 準 額 に 対 す る 消 費
kg zg gg sg yg mg gg gg gg gg gg g	19 19 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20
税 貸倒れに係る税額 ⑥	10 10
DR (U W W	4 0 9
控除不足還付税額 (⑦ - ② - ③) 8	13 項 基準期間の 課税 売上 高 98,457 千円
差 引 税 額 (② + ③ - ⑦) ⑤ 5 3 5 3 (6 0 0 15
中間納付税額⑩	0 0 16
	6 0 0 17
	0 0 18
この申告書 既確定税額③	
である場合 差引納付税額 (4) 課税資産の譲渡(金) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
課税売上 等の対価の額 (9) 1 / / タ 3 / 8 (8)	5 / 9 1
地方消費税 控除不足還付税額 ①	
· 영화 (18) 전 (1	5 0 0 1 52 よ は b 金 記 号 番 号
渡遗场的	53 5
波 10 60 9 割額 納 税 額 0 1 4 7 7 7	/ 0 0 54 ※稅務署整理欄
中間納付譲渡割額②	0 0 55
納付譲渡割額(20 1/47/	
中間納付還付譲渡割額 (2) (2) (2) (2) (3)	0 0 57 税 理 士 署名押印
田 確 定 ② 譲 渡 割 額 ②	(電話番号 —)
である場合 差 引 納 付 ②	0 0 59
消費税及び地方消費税の (6) (6) (6) (7) (7) (7) (8) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	
合計(納付又は還付)税額 ⑥ 68241	

事例2

課税期間中の課税売上高が5億円超又は 課税売上割合が95%未満の場合

公益財団法人〇〇協会の当課税期間(平成31年4月1日~令和2年3月31日)の課税売上高等の状況は次のとおりです。

なお、課税売上げ及び課税仕入れの金額は、全て税込みの金額とします。

〇当課税期間の課税売上げ等の状況

(単位:円)

	税率6.3%	税率6.24%	税率7.8%	(112.11)
項目	適用分	適用分	適用分	合計金額
① 料金等収入 (課税売上げ)	70,000,000	——————————————————————————————————————	50, 000, 000	120, 000, 000
② 備品売却収入 (課税売上げ)	4, 000, 000	_	_	4, 000, 000
③ 土地売却収入(非課税売上げ)				50, 000, 000
④ 預金利息収入 (非課税売上げ)				1, 500, 000
⑤ 補助金収入				
交付要綱等において課税売上げに				
のみ要する課税仕入れに使途が特	11,000,000	500,000	8, 500, 000	20, 000, 000
定されているもの ^(注)				
交付要綱等において課税売上げ及				
び非課税売上げに共通して要する	8,000,000	700, 000	6, 300, 000	15, 000, 000
課税仕入れに使途が特定されてい	0,000,000	700,000	0, 300, 000	15, 000, 000
るもの ^(注)				
交付要綱等において人件費(通勤				
手当を除く。)に充てることとさ				10, 000, 000
れているもの				
⑥ 寄附金収入				3, 000, 000
⑦ 配当金収入				1,000,000
(出資に対するもの)				
⑧ 保険金収入				2, 500, 000
⑨ 課税仕入れ	r		······	
課税売上げにのみ要する課税仕入	25, 000, 000	1, 700, 000	23, 800, 000	50, 500, 000
ħ	20,000,000			
課税売上げ及び非課税売上げに共	14, 600, 000	2, 400, 000	13, 000, 000	30, 000, 000
通して要する課税仕入れ	, , , , , ,		······	
非課税売上げにのみ要する課税仕	2, 300, 000	400,000	1,800,000	4, 500, 000
入九	41 000 000	4 500 000	20 600 000	
(合計)	41, 900, 000	4, 500, 000	38, 600, 000	761 000
⑩ 消費税の中間納付税額 ⑪ 地方消費税の中間納付税額				761, 900
⑩ 地方消費税の中間納付税額				205, 500

(注) 内訳に示す税率が適用される課税仕入れ等にのみ使途が特定されている金額

1 個別対応方式を採用している場合

(1) 課税標準額

イ 税率6.3%適用分

(料金等収入) (備品売却収入)

(70,000,000円 + 4,000,000円) × $\frac{100}{108}$ = 68,518,518円

・・・計算表1①B、付表1-2①-1C、付表2-2①C、第二表④

→ 68,518,000円 (1,000円未満切捨て)・・・付表1-2①C

口 税率7.8%適用分

(料金等収入)

 $\frac{100}{110} = 45,454,545$ 円

・・・計算表 1 ①D、付表1-1①-1 E、付表2-1①E、第二表⑥ → 45,454,000円 (1,000円未満切捨て)・・・付表1-1①E

ハ 合計額(イ+ロ)

(税率6.3%適用分)

(税率7.8%適用分)

68,518,000円 + 45,454,000円 = 113,972,000円

・・・付表1-1①F、第二表①、第一表①

(2) 課税標準額に対する消費税額

税率6.3%適用分

((1)イの金額)

68,518,000円 × 6.3% = 4,316,634円・・・付表1-2②C、第二表⑭

口 税率7.8%適用分

((1)口の金額)

45,454,000円 × 7.8% = 3,545,412円・・・付表1-1②E、第二表⑥

ハ 合計額(イ+ロ)

(税率6.3%適用分) (税率7.8%適用分)

4,316,634円 + 3,545,412円

= 7,862,046円 ・・・付表1-1②F、第二表⑪、第一表②

(3) 調整前の仕入控除税額の計算【計算表 1 を使用します】

調整前の仕入控除税額(特定収入に係る調整計算を行う前の課税仕入れ等の税額)を計算し ます。

○個別対応方式を採用した場合の調整前の仕入控除税額

調整前の仕入控除税額 =

課税売上げにのみ要する 課税仕入れ等の税額

課税売上げと非課税売上げに共通 して要する課税仕入れ等の税額

× 課税売上割合

課税売上割合

113, 973, 063円 (注1)

 $\frac{113,973,063 \overset{\text{(\frac{1})}}{113,973,063 \overset{\text{(\frac{1})}}{113,973,063}$

- = 68.87...% < 95%

・・・付表2-1④・⑦・⑧、第一表15・16

((1)イの金額) ((1)ロの金額)

(注1) 課税売上高(税款) = 68,518,518円 + 45,454,545円 = 113,973,063円

・・・計算表 1 ① E 、付表2-1 ① F 、付表1-1 ①-1 F 、第二表 ⑦

(土地売却収入) (預金利息収入)

(注2) 非課税売上高 = 50,000,000円 + 1,500,000円 = 51,500,000円

・・・計算表1④E、付表2-1⑥F

ロ 調整前の仕入控除税額

(イ) 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額

① 税率6.3%適用分

25,000,000円
$$\times \frac{6.3}{108} = 1,458,333$$
円・・・付表2-2①C

② 税率6.24%適用分

$$1,700,000$$
円 $\times \frac{6.24}{108} = 98,222$ 円 · · · 付表2-1①D

③ 税率7.8%適用分

$$23,800,000$$
円 $\times \frac{7.8}{110} = 1,687,636$ 円・・・付表2-1切E

④ 合計額 (1)+(2)+(3)

(税率6.3%適用分) (税率6.24%適用分) (税率7.8%適用分)
 1,458,333円 + 98,222円 + 1,687,636円 = 3,244,191円・・・付表2
$$-1$$
① F

(ロ) 非課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額

記載省略

(ハ) 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等の税額

① 税率6.3%適用分

$$14,600,000$$
円 $\times \frac{6.3}{108} = 851,666$ 円 · · · 付表2-2®C

② 税率6.24%適用分

$$2,400,000$$
円 $\times \frac{6.24}{108} = 138,666$ 円 · · · 付表2-1®D

③ 税率7.8%適用分

$$13,000,000$$
円 $\times \frac{7.8}{110} = 921,818$ 円・・・付表2-1® E

④ 合計額 (①+②+③)

(二) 個別対応方式による仕入控除税額

① 税率6.3%適用分

② 税率6.24%適用分

((イ)②の金額) ((ハ)②の金額) (課税売上割合)
$$98,222 円 + 138,666 円 \times \frac{113,973,063 円}{165,473,063 円} = 193,731 円$$

・・・計算表 5(2)①、付表2-1(9D

③ 税率7.8%適用分

④ 合計額 (①+②+③)

(税率6.3%適用分) (税率6.24%適用分) (税率7.8%適用分)

2,044,935円 + 193,731円 + 2,322,557円 = 4,561,223円・・・付表2-1(9) F

(4) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額(調整税額)の計算【計算表2~5を使用します】

資産の譲渡等の対価以外の収入を区分します(計算表2(1)・2(2)を使用します。)

(補助金収入) (寄附金収入) (配当金収入)

特定収入の合計額 (Ξ) = (20,000,000円+15,000,000円)+3,000,000円+1,000,000円+2,500,000円

= 41,500,000円・・・計算表 2(1)①A

(注)補助金等のうち、交付要綱等において人件費(通勤手当を除く。)に充てることとされているものは、「特定 収入」に該当しません。

ロ 特定収入割合の計算(計算表3を使用します。)

特定収入割合の計算を行い、特定収入に係る調整計算の要否を判定します。

特定収入割合

特定収入の合計額

資産の譲渡等の対価の額の合計額(注)+特定収入の合計額

(注) 資産の譲渡等の対価の額の合計額 = 課税売上高(税抜き) + 免税売上高 + 非課税売上高 + 国外売上高

(113,973,063円+51,500,000円)(計算表1⑥E)+41,500,000円

41,500,000円 206, 973, 063円 = 20.1% (小数点第4位以下切上げ)・・・計算表3④

→ 特定収入割合が<u>5%を超えているため、特定収入に係る調整計算を行う必要があります。</u>

ハ 調整後税額の計算(計算表4・5(2)を使用します。)

(イ) 税率6.3%適用分

① 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入に係る 税額

11,000,000円 (計算表 5(2)⑥) × $\frac{6.3}{108}$ = 641,666円 · · · 計算表 5(2)⑦

② 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されて いる特定収入に係る税額

8,000,000円 (計算表 5 (2)⑧) × $\frac{6.3}{108}$ × $\frac{113,973,063 円}{165,473,063 円}$ = 321,426円

・・・計算表 5(2)(19)

③ 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入(使途不特定の特定収入)に係る税額

使途不特定の特定収入 資産の譲渡等の対価の額の合計額+使途不特定の特定収入 調整割合 =

> 6,500,000円 ^(注) (計算表 2(1)①F) (113.973.063円+51.500.000円) (計算表1⑥E) +6.500.000円

6,500,000円 171,973,063円 ・・・計算表4④

(寄附金収入) (配当金収入) (保険金収入)

(注) 6,500,000円 = 3,000,000円 + 1,000,000円 + 2,500,000円

(調整前の仕入控除税額=(3|ロ(エ)①) (①の金額) (②の金額)

2,044,935円 - 641,666円 - 321,426円 = 1,081,843円・・計算表 5(2)②

(調整割合)

1,081,843円 × $\frac{6,500,000 \, \Box}{171,973,063 \, \Box}$ = 40,890円 · · · 計算表 5(2)②

④ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額(調整税額)(①+②+③)

(①の金額) (②の金額) (③の金額)

641,666円 + 321,426円 + 40,890円 = 1,003,982円・・・計算表5(2)②

⑤ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

(調整前の仕入控除税額=(3)ロ(二)①) (④の金額)

控除対象仕入税額 = 2,044,935円 - 1,003,982円 = 1,040,953円

・・・計算表 5 (2)②、付表2-2③C、付表1-2④C

(ロ) 税率6.24%適用分

① 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入に係る税額

500,000円 (計算表 5(2)⑩) × $\frac{6.24}{108}$ = 28,888円 · · · 計算表 5(2)⑪

② 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入に係る税額

700,000円 (計算表 5 (2)迎) × 6.24 × 113,973,063円 165,473,063円 =27,856円

・・・計算表 5 (2)(19)

③ 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入(使途不特定の特定収入)に係る税額

(調整前の仕入控除税額=(3)口(二)②) (①の金額) (②の金額)

193,731円 - 28,888円 - 27,856円 = 136,987円・・・計算表 5 (2)②

(調整割合)

136,987円 × $\frac{6,500,000$ 円 $}{171,973,063}$ = 5,177円・・・計算表 5(2)②

④ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額(調整税額)(①+②+③)

(①の金額) (②の金額) (③の金額)

28,888円 + 27,856円 + 5,177円 = 61,921円・・・計算表5(2)②

⑤ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

(調整前の仕入控除税額=(3)口(二)②) (④の金額)

控除対象仕入税額 = 193,731円 - 61,921円 = 131,810円

・・・計算表 5 (2)②、付表2-1②D、付表1-1④D

(ハ) 税率7.8%適用分

① 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入に 係る税額

8,500,000円 (計算表 5(2)④) × $\frac{7.8}{110}$ = 602,727円・・・計算表 5(2)⑤

② 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入に係る税額

6,300,000円 (計算表
$$5(2)$$
) \times $\frac{7.8}{110}$ \times $\frac{(課税売上割合)}{165,473,063円} = 307,692円$

・・・計算表 5 (2)(19)

③ 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入(使途不特定の特定収入)に係る税額

(調整前の仕入控除税額=(3口(二)3) (①の金額) (②の金額) (②の金額) 2,322,557円 - 602,727円 - 307,692円 = 1,412,138円

・・・計算表 5(2)②

1,412,138円 × $\frac{6,500,000 \, \text{円}}{171,973,063 \, \text{円}} = 53,374$ 円・・・計算表 5(2)②

④ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額 (調整税額) (①+②+③)

(①の金額) (②の金額) (③の金額) (③の金額) 602,727円 + 307,692円 + 53,374円 = 963,793円・・・計算表 5 (2)②

⑤ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

(調整前の仕入控除税額=3コにつ③) (④の金額) 控除対象仕入税額 = 2,322,557円 - 963,793円 = 1,358,764円

・・・計算表 5 (2)⑤、付表2-1②E、付表1-1④E

(二) 合計額 ((イ)+(ロ)+(ハ))

(税率6.3%適用分) (税率6.24%適用分) (税率7.8%適用分)

1,040,953円 + 131,810円 + 1,358,764円 = 2,531,527円

・・・付表2-123F、付表1-14F、第一表4

(5) 納付税額の計算

イ 差引税額

(イ) 税率6.3%適用分

(課税標準額に対する消費税額=(2)イ) (控除対象仕入税額=(4)ハ(4)⑤)

4,316,634円 - 1,040,953円 = 3,275,681円

・・・付表1-29C・22C、第二表22

(ロ) 税率6.24%適用分

(課税標準額に対する消費税額) (控除対象仕入税額=(4)ハ(p)⑤)

0円 - 131,810円 = ▲131,810円 (注)・・・付表1-1⑧D

(注) 付表1-1⑧D欄へは「131,810円」(正数) で記載します。

(ハ) 税率7.8%適用分

(課税標準額に対する消費税額=(2)ロ) (控除対象仕入税額=(4)ハ(ハ)⑤)

3,545,412円 - 1,358,764円 = 2,186,648円・・・付表1-1⑨E

((ロ)の金額) ((ハ)の金額)

(注) 地方消費税 (22/78) の課税標準となる消費税額 = ▲131,810円 + 2,186,648円=2,054,838円

・・・付表1-1³E、第二表²³

(二) 合計額 ((イ) + (ロ) + (ハ))

(税率6.3%適用分) (税率6.24%適用分) (税率7.8%適用分)

3,275,681円 -131,810円 +2,186,648円 =5,330,519円

・・・付表1-1⑩F・⑬F、第二表⑳

5,330,519円 → 5,330,500円 (100円未満切捨て)・・・第一表⑨・⑱

納付税額

(差引税額) (中間納付税額)

5,330,500円 - 761,900円 = 4,568,600円・・・第一表⑪

ハ 地方消費税 (譲渡割額) の納税額

(イ) 税率6.3%適用分

(イ(イ)の金額)

3,275,681円 × $\frac{17}{63}$ = 883,913円・・・付表1-2⑮C

(ロ) 税率7.8%適用分

① 還付税額

(イ(ロ)の金額)

131,810円 × $\frac{22}{78}$ = 37,177円 · · · 付表1-1 \oplus E

② 納税額

(イ(ハ)の金額)

2,186,648円 × $\frac{22}{78}$ = 616,746円・・・付表1-1⑤E

(ハ) 合計額 ((イ)+(ロ))

(税率6.3%適用分)

(税率7.8%適用分)

883,913円 + (616,746円-37,177円) = 1,463,482円・・・付表1-1億F

1,463,482円 → 1,463,400円(100円未満切捨て)・・・第一表②

ニ 地方消費税の納付譲渡割額

(譲渡割額納税額) (中間納付税額)

1,463,400円 -205,500円 =1,257,900円・・・第一表②

ホ 消費税及び地方消費税の合計額

(消費税額) (地方消費税額)

4,568,600円 + 1,257,900円 = 5,826,500円・・・第一表窓

計算表1 資産の譲渡等の対価の額の計算表

内	1		税率4%適用分	税率6.3%適用分	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合 計
		ш.	A	В	С	D	E
課税	通常の課税売上げ・ 役員への贈与及び低額譲渡	1	円	円	円	円	円
売		-		68,5 8,5 8		45,454,545	113,973,063
上げ	課税標準額に対する消費税額の 計算の特例適用の課税売上げ	2					
免税点		3					
非課利	紀売上 げ	4					51,500,000
国外に	こおける資産の譲渡等の対価の額	(5)					
資産の	譲渡等の対価の額の合計額	6					計算表3①、計算表4①へ

- (注) 1 各欄の金額は、いずれも消費税額及び地方消費税額に相当する額を含みません。
 - 2 各欄の金額について、売上げに係る対価の返還等の額がある場合でも、売上げに係る対価の返還等の額を控除する前の金額を記入してください。
 - 3 非課税売上げについては、譲渡の対価の額をそのまま記入してください(課税売上割合を計算する場合とは異なります。)。
 - 4 ②欄には、消費税法施行規則の一部を改正する省令(平成15年財務省令第92号)附則第2条《課税標準額に対する消費税額の計算の特例》の適用を受けるものを記載します。

計算表2 特定収入の金額及びその内訳書

(1) 特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳書

内	容		資産の譲渡等の 対価以外の収入	左のうち 特定収入	うち税率4%が 適用される課税 仕入れ等にのみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等に 係る特定収入」)	うち税率6.3%が 適用される課税 仕入れ等にのみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等に 係る特定収入」)	うち税率6.24%が 適用される課税 仕入れ等にのみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等に 係る特定収入」)	うち税率7.8%が 適用される課税 仕入れ等にのみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等に 係る特定収入」)	A-(B+C+D+E) (「課税仕入れ等に 係る特定収入以外 の特定収入」)
				A	В	С	D	Е	F
租	税	1	円	円	PJ	円	円	H	円
補助金・雰	交付金等	2	<i>45,000,000</i>	35,000,000		1 9,000,000	1,200,000	14,800,000	0
他会計から	の繰入金	3							
寄 附	金	4	3,000,000	3,000,000					3,000,000
出資に対す	`る配当金	⑤	1,000,000	1,000,000					1,000,000
保険	金	6	2,500,000	2,500,000					2,500,000
損害賠	首 金	7							
会費・	入 会 金	8							
喜 捨	金	9							
債務免	. 除益	10							
借入	、 金	11)							
出資の	受入れ	12							
貸付回	収金	13)							
		<u>(14)</u>							
		15							
		16							
合	計	17)	51,500,000	計算表3②へ 41,500,000	計算表 5 (1)②、(3)②へ	計算表 5 (1) ④、(3) ④~	計算表 5 (1)⑥、(3)⑥~	計算表 5 (1) ⑧、(3) ⑧へ / 4,800,000	計算表 4 ②へ 6,500,000

⁽注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者と なった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しませ ん。

計算表 2 特定収入の金額及びその内訳書(個別対応方式用)

- (2) 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入、課税・非課税売上げに 共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入の内訳書
- ※ この表は、課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合のみ、使用します。

内		容	課税仕入れ等 (税率4%) に 係る特定収入 (計算表2(1)B)	うち課税売上 げにのみ要す る課税仕入れ 等にのみ使途 が特定されて いる特定収入	うち課税・非 課税上に 共通税と は代して は代入 は代入 は は いる は いる は いる は いる は れる は れる は れる は	課税仕入れ等 (税率6.3%) に係る特定収入 (計算表2(1)C)	うち課税売上 げにのみ要す る課税仕入れ 等にのみ使途 が特定されて いる特定収入	うち課税・非 課税上げに 共通税仕入まれ 等になったれ 等になったれ が特定されて いる特定収入
	- 1			G	Н		I	J
租	税	1	円	円	円	円	円	円
補 助 金 交 付 金	• 等	2				1 9,000,000	11,000,000	8,000,000
他会計から 繰 入	の 金	3						
寄 附	金	4						
出資に対す 配 当	る金	⑤						
保険	金	6						
損害賠償	金	7						
会費・入会	金	8						
喜 捨	金	9						
債務免除	益	10						
借入	金	11)						
出資の受入	. れ	12)						
貸付回収	金	13)						
		14)						
		15)						
		16						
合 計		17)		計算表 5 (2) ②へ	計算表 5 (2) ④へ	19,000,000	計算表 5 (2) ⑥へ / /,000,000	計算表 5 (2) ⑧へ 8,000,000
						1 1,000,000	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0,000,000

⁽注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表2 特定収入の金額及びその内訳書(個別対応方式用)

- (2) 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入、課税・非課税売上げに 共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入の内訳書
- ※ この表は、課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合のみ、使用します。

		I						
内	į	容	課税仕入れ等 (税率6.24%) に 係る特定収入 (計算表 2(1)D)	うち課税売上 げに課税の大きな がち特に がちち いる特定 に がる特に に が る た に に に た に た の た た の た た り た り た り た り た り た り た り	うち税通いでは またした。 は一年では がいる は一年では は は は は は は は は は は れ り に れ り れ り た り た り た り た り た り た り た り た り	課税仕入れ等 (税率7.8%) に係る特定収入 (計算表2(1)E)	うち課税売上 げに課税仕入 で課税仕入 を がち を に な さ に な た て た に た た に た た に た た た た た た た た た た	うち課税・非 課税上では 主選に を は通課に で は が り で と が り で と た い の た さ に れ の り た り た り た り た り た り た り た り た り た り
			円	円	円	円	円	円
租	税	1						
補 助 金 交 付 金	· 等	2	1,200,000	500,000	700,000	14,800,000	8,500,000	6,300,000
他会計から繰 入	の 金	3						
寄 附	金	4						
出資に対す 配 当	る金	⑤						
保険	金	6						
損害賠償	金	7						
会費・入会	金	8						
喜 捨	金	9						
債務免除	益	10						
借入	金	11)						
出資の受入	れ	12						
貸付回収	金	13						
		14)						
		15						
		16						
合 計		17)	, 22	計算表 5 (2) ⑩へ			計算表 5 (2) ⑭へ	
			1,200,000	500,000	700,000	14,800,000	8,500,000	6,300,000

⁽注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表3 特定収入割合の計算表

内 容		金	額	等	
資産の譲渡等の対価の額の合計額(計算表1⑥E)	1)		/	65,473,0i	円 6 <i>3</i>
特定収入の合計額(計算表 2 (1) ⑰ A)	2			4	00
分母の額 (①+②)	3		2	06,973,0	63
特定収入割合(②÷③)	4			20.1	%

(注) ④欄は、小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。



- 特定収入割合が
 - ・ 5%を超える場合 \Rightarrow 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き「計算表 4、 5」の作成を行います。
 - ・5%以下の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。

計算表 4 調整割合の計算表

内容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額(計算表1⑥E)	1	円 / <i>65,473,063</i>
課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入(計算表 2 (1) ⑰ F)	2	6,500,000
分母の額 (①+②)	3	171,973,063
調整割合 (②の金額)	4	計算表 5 (1) ⑪、(2) ⑳、(3) ⑬へ 6,500,000 /71,973,063

計算表 5 控除対象仕入税額の調整計算表 (個別対応方式用)

(2) 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合

税率6.3%適用分 2,044,935 //,000,000 641,666 8,000,000 466,666	税率6.24%適用分 193,731 193,731 500,000 28,888 700,000 40,444	税率7.8%適用分 2,322,557 8,500,000 602,727
11,000,000 641,666 8,000,000 466,666	500,000 28,888 700,000	8,500,000
641,666	28,888 700,000	8,500,000
641,666	28,888 700,000	
8,000,000	28,888 700,000	
466,666	28,888 700,000	
	28,888 700,000	
	28,888 700,000	
	700,000	
11205		
11205		
11205		
(1205		
112.05		6,300,000
11205		446,727
113,97	3,063	
165,47		
(9)×(18)	(13) × (18)	17×18
321,426 7+19	27,856 11)+19	307,692 15+19
963,092	56,744	910,419
1,081,843	136,987	1,412,138
6,500	,000	
171,97	3,063	
40,890	5,177	53,374
1,003,982	61,921	963,793
1,040,953	131,810	1,358,764
」の④C欄(控		
2	2」の④C欄〔控 ~転記します。	

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

		課	税	期	間	平成31・4・1~	令和2・3・31	氏名	又は名称	公益與	材团法。	人〇〇協	·会
×	ζ		S.	}		税率分小計	税 率 6.24 % i		税率 7.8 % E			計 (X+D+E)	F
課①課	税資産	その譲渡	額	1		の①X欄の金額) 円 68,5/8 000 の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	000	45,4 ※第二表の⑥欄へ	54 000	※第二表の	7 / 3,972	
内特	定課利	価 の	1に	1 2	(付表1-2	68,5 8,5 8 の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合が	595%未満、かつ、特		<u>454,545</u> のみ記載する。	※第二表の	// <i>3,973</i> ^{⑩欄へ}	3,06 <u>3</u>
消	費	税	額	2		の②X欄の金額) 4,3 / 6,634 の③X欄の金額)	※第二表の⑬欄へ (付表2-1の@・@D欄の	合計金額)	※第二表の⑯欄へ 3,、 (付表2-1の②・③E欄	545,412 looataa	※第二表の ※第一表の	7,862	2,046
控除	過 大	調整移	額	3	(付表1-2	の④X欄の金額)	(付表2-1の図D欄の金額	預)	(付表2-1の②E欄のg	金額)	※第一表の	④欄へ	
11.	返還	象仕入利 等 対 る 税	価	4)5)	(付表1-2	/,040,953 の⑤X欄の金額)	13	31,810	/,.	358,764	※第二表の	<i>2,53 </i> ⑰欄へ	,527
		げの返i に係る和		⑤ 1	(付表1-2	の⑤-1X欄の金額)					※第二表の	18欄へ	
	一の返	課税仕 還等す 系 る 税	寸価	⑤ · 2		の⑤-2X欄の金額)	※⑤-2欄は、課税売上割合が	95%未満、かつ、特	定課税仕入れがある事業者	のみ記載する。	※第二表の		
	貸倒れ	に係る種	兇額	6		の⑥X欄の金額)					※第一表の		
領	(4)	税額 小 +⑤+⑥ 還付移)	(7)(8)		の⑦X欄の金額) /,040,953 の®X欄の金額)	※UE欄へ	31,810 31,810	/,、 ※⑪E欄へ	358,764	※第一表の	2,53 (1 <u>,527</u> 1,810
差	引 (②+(3	税	額	9	(付表1-2	の③x欄の金額) 3,275,68 /	/、 ※⑫E欄へ	31,010	※@E欄へ <i>2</i> ,	186,648	W-7 /-1 7/	フリーファックス 5,462 D場合は第一表で	2,329
		引 税	額	10		- O a a little or A risker)				21 A dec)		場合は第一表の(5,330	9欄へ
費る税消	控除不	足還付和	兇額	11)		の⑪X欄の金額) の⑫X欄の金額)			(®D欄と®E欄の合う (®D欄と®E欄の合う	131,810		131	1,810
根額合計		方消費和		12	(付表1-2	3,275,68 / の⑬X欄の金額)			2, ※第二表の③欄へ(を	/ <i>86,648</i>	※マイナスの! ※プラスの場。 ※第二表の図	5,462 場合は第一表の図標	第〜
譲	(12)-			(13)	(付表1-2	3,275,68 / の④x欄の金額)			2,0 (⑪E欄×22/78) (注:	054,838		5,33C) <u>,519</u>
渡割	還 ——— 納	付 ——— 税	額額	(14) (15)	(付表1-2	の⑮X欄の金額)			(⑫E欄×22/78)(注:	37,/77			7, 77
額		譲渡害	削額	16		883,913				616,746		/,500 の場合は第一表の 場合は第一表の	の19欄へ
	(15)-	-(14)										1,463	3,482

注意 1

金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。 旧税率が適用された取引がない場合(X欄に記載すべき金額がない場合)には、⑬~⑮E欄の各欄の記載は次のとおりとなる。

^{(1) 「}⑫E欄-⑪E欄」がマイナスの場合

③E欄に1円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、④E欄に「(①E欄一②E欄)×22/78」により計算した金額を記載する(⑤E欄の記載は不要)。 (2) 「②E欄-①E欄」がプラスの場合 ③E欄に10円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑤E欄に「③E欄×22/78」により計算した金額を記載する(⑥E欄の記載は不要)。

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

		課税	期	間 平成31・4・1~9	<i>令和2・3・31</i> 氏名	名又は名称	公益與	財団法人〇〇協会
Þ	<u>C</u>	:	分	税 率 3 % 適 用 分 A	税率4%適用分	税 率 6.3 % C		旧税率分小計 X (A+B+C)
課	税	票 準 額	1	000	00		7 5/8 000	·
0	対	産の譲渡等 価 の 額	1	※第二表の②欄へ※①-2欄は、課税売上割合が953未満、かつ、契	※第二表の③欄へ ***********************************	※第二表の④欄へ <i>68</i> , ※第二表の⑧欄へ	5/8,5/8	※付表1-1の①-1X欄へ 68,5 / 8,5 / 8 ※付表1-1の①-2X欄へ
内保	定課利の支払	说仕入れに ム対価の額		※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の⑭欄へ		※付表1-1の②X欄へ
消	費	税額	2			4,	3/6,634	
控队	沁 大	調整税額	3	(付表2-2の図・図A欄の合計金額)	(付表2-2の②・③B欄の合計金額)	(付表2-2の図・図C#		
控	控除対	象仕入税額	4	(付表2-2の図A欄の金額)	(付表2-2の図B欄の金額)	(付表2-2の②C欄の /,	^{金額)} 040,953	※付表1-1の①X欄へ /,040,953 ※付表1-1の③X欄へ
r.		等対価 る税額						※付表1-1の③X欄へ ※付表1-1の⑤-1X欄へ
除	の対価	げの返還等 に係る税額	1					※付表1-1の⑤-2X欄へ
税	の返	注課税仕入れ 支還等対価 系る税額	1	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、剝	宇定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表1-1の⑥X欄へ
	貸倒れ	に係る税額	6					※付表1-1の⑦X欄へ
額		税 額 小 計+⑤+⑥)	7		※⑪B欄へ	/, ※⑪C欄へ	040,953	
控队		還 付 税 額 ②-③)	8		※①B欄へ	※⑫C欄へ		※付表1-1の③X欄~ ※付表1-1の⑨X欄へ
差		税 額 ③-⑦)	9		次便DIM. /		275,681	3,275,681
合		引 税 額 	10					
地方消費税が	控除不	足還付税額	1 11		(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)		※付表1-1の⑪X欄へ
税の課税標	差。引	i 税 額	12		(⑨B欄の金額)		275,681	※付表1-1の②X欄へ 3,275,68 /
	標準とな	1方消費税の なる消費税額 - (11)			※第二表の②欄へ	※第二表の②欄へ	275/91	※付表1-1の@X欄へ 2 275 4 8 /
譲渡	還	付 額	14		(⑪B欄×25/100)	(⑪C欄×17/63)	<u> 275,681 </u>	3,275,68 / ※付表1-1の@X欄へ
割額	納	税額	15		(⑫B欄×25/100)	(⑫C欄×17/63)	883,913	※付表1-1のGX欄へ 883,913
		譲渡割額	16					000,710
	(15)-	-(A)						

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

		課税期間	平成31・4	4 • 1	! ~令和2・3・31	氏名又は名利	陈 公益財団	法人00協会
		項目				税率6.24%適用分		
	課税売		き)	(Ī)	X (付表2-2の①X欄の金額) 円	D Pi	E	(X+D+E)
					68,5/8,5/8		45,454,545	3,973,063
	免 税		額	2				
		産の輸出等の等へ移送した資産		3				
課利	党資産の譲渡	等の対価の額(①+	2+3)	4				※第一表の追欄へ ※付表2-2の④X欄へ //3,973,063
	課税資産の記	譲渡等の対価の額(④	の金額)	5				
	非課	税 売 上	額	6				5 / ,500,000
資	産の譲渡	等の対価の額(⑤	+ ⑥)	7				※第一表の領欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ /65,473,063
課	税 売 上	割 合 (④ /	⑦)	8				※付表2-2の®X欄へ [68.8%] ※端数 切捨て
	課税仕入れり	に係る支払対価の額(税込み)	9	(付表2-2の⑨X欄の金額) 4 / ,900,000 (付表2-2の⑩X欄の金額)	4,500,000 (⑨D欄×6,24/108)	38,600,000	85,000,000
	課税仕力	しれに係る消費	費 税 額	10	2,444,166	259,999	2,737,090	
	特定課税仕	上入れに係る支払対	価の額	11)	(付表2-2の⑪X欄の金額)	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合	が95%未満、かつ、特定課税仕入れ	いがある事業者のみ記載する。
	特定課税	仕入れに係る消	費 税 額	12	(付表2-2の⑫X欄の金額)		(⑪E欄×7.8/100)	
	課 税 貨	物 に 係 る 消 費	税額	(13)	(付表2-2の ⁽³⁾ X欄の金額)			
	こととなっ	免除を受けない (た場合における消 加 算 又 は 減		14)	(付表2-2のWX欄の金額)			
課		、等 の 税 額 の 台 ⑩+⑫+⑬±⑭)	計 額	(15)	(付表2-2の⑮X欄の金額) 2,444,166	259,999	2,737,090	5,441,255
課	税売上割	が 5 億 円 以 下 、 合 が 95 % 以 上 ((⑮の金額)		16	(付表2-2の⑯X欄の金額)			
税億	税% 別	うち、課税売上げにのみ		17)	(付表2-2の①X欄の金額) 1,458,333 (付表2-2の@X欄の金額)	98,222	1,687,636	3,244,191
	売未対応共		5 6 0	18	851,666 (付表2-2の頃X欄の金額)	138,666	921,818	1,912,150
上超高マ	割の式に課	川対応方式により控税 仕 入 れ 等 の 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	税額	19	(付表2-2の頃X欄の金額) 2,044,935 (付表2-2の図X欄の金額)	93,73	2,322,557	4,561,223
	一合場 一括比例 等の税額	配分方式により控除する課程 (⑮×④/⑦)	脱仕入れ	20	(19 4女2~297例A欄の金額)			
控の除職		変動時の調整対象固定資 の調整 (加算又は源		21)	(付表2-2の②X欄の金額)			
税額整		資産を課税業務用(非課程 場合の調整(加算又は		22	(付表2-2の②X欄の金額)			
差		対 象 仕 入 は20の金額)±20±20]がプ	税 額 ラスの時	23	(付表2-2の図X欄の金額) 1,040,953	131,810	※付表1-1の④E欄へ 1,358,764	2,531,527
引		過 大 調 整 20の金額)±②1±②〕がマイ	税 額 'ナスの時	24)	(付表2-2の@X欄の金額)	※付表1−1の③D欄へ	※付表1−1の③E欄へ	
貸	倒回収	に係る消費	税額	25	(付表2-2の公X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1−1の③E欄へ	
注音	 今期の計算にむ 	3いては、1円未満の端数を切り捨てる。						

金額の計算においては、1円未満の端数を切り拾てる。 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。 ②及び⑪欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

付表2-2

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課 税 期 間 平成31・4・1 ~令和2・3・31 氏名又は名称 公益財団法人〇〇協会 税率3%適用分税率4%適用分税率6.3%適用分旧税率分小計X 項 目 В С (A+B+C)Α 課税売上額(税抜き (1) 68,5/8,5/8 68,5/8,5/8 2 非課税資産の輸出等の金額 3 海外支店等へ移送した資産の価額 課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) 13.973.06 課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) 非 上 額 資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) (7) 課 税売上割合(④/⑦ (8) 68.8%] ※端数 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) 41,900<u>,000</u> 41,900,000 ⑨A欄×3/103) (⑨B欄×4/105) 課税仕入れに係る消費税額 (10) 2,444,166 2,444,166 ※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する 特定課税仕入れに係る支払対価の額 ①C欄×6.3/100) ※付表2-1の①X欄へ 特定課税仕入れに係る消費税額 課税貨物に係る消費税額 ※付表2-1のWX欄へ 納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額の調整 (加算又は減算)額 ※付表2−1の⑮X欄~ 税仕入れ等の税額の合計 $(10+12+13\pm 14)$ 2,444,166 *2,*444,166 課 税 売 上 高 <mark>が 5 億 円 以 下 、か つ 、</mark> 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 課税売上高が5億円以下 (⑮の金額) 課 5 課95 ⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの 個 1,458,333 1,458,333 税億税% 돼 売未 売円 ⑤のうち、課税売上げと非課税売上げに 妆 共通して要するもの 851,66<u>6</u> 851,666 上満 個別対応方式により控除する 上超 割の 課税仕入れ等の税額 (19) 2,044,935 2,044,935 $(1) + (1 \times 4/7)$ 高又合場 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ がはが合 等の税額 (⑮×④/⑦) 控の課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る ※付表2-1の②X欄へ (21) 消費税額の調整(加算又は減算)額 、調 税 除 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ※付表1-2の④A欄へ ※付表1-2の④B欄へ ※付表1-2の④C欄へ ※付表2-1の図X欄へ 除対象 仕 入 税 額 (23) [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒]がプラスの時 1,040,953 1,040,953 調 整 控 除 過 大 引 24) [(⑯、⑲又は⑳の金額)±②±②]がマイナスの時 ※付表1-2の③A欄へ ※付表1-2の③B欄へ ※付表1-2の③C欄へ ※付表2-1の含X欄へ 倒回収に係る消費税額 貸 (25)

主章 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り換でる。

² 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。

³ ①、⑦及び③のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。 4 ③及び①欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。 (R1 10 112 移動で理解開用)

分

課税標準額等の内訳書

	
納税地	OOBOO3-1-1
	(電話番号 <i>03 - 0000 - 0000</i>)
(フリガナ)	コウエキザイダンホウジン マルマルキョウカイ
名	公益財団法人 〇〇協会
(フリガナ)	ザイダン イチロウ
代表者氏名 又 は 氏 名	₩₩ → ₩

整理	
金与	

改	正	法	附	則	に	よ・	るね	说 得	額の	特	例	計	算
軽	減売	走上	割	合 (10	営	業日	1)		附	則38	3①	5
小	売	等	軽	減	仕	入	割	合		附	則38	32	5
小	売	等	軽	減	売	上	割	合		附	則39	9①	5

自令和3/年04月0/日	課税期間分の消費税及び地方	中間申告 自 平成 年 月 月 の場合の	- ⊟
至令和02年03月31日		対象期間 至 令和 年 月	⊟ .

課	 税 標	<u> </u>	準		客	Į	(1)	+	北干	百	+	億	Ŧ	百	+	万	Ŧ.	頁	+	— F	9
	※申告書(第一	-表)の①欄^	\									/	/	3	9	7	2	0	0	0	01
		3	%	適	用	分	2														02
	課税資産の	4	%	適	用	分	3														03
	譲渡等の	6.3	%	適	用	分	4						6	8	5	/	8	5	/	8	04
	対価の額	6.24	%	適	用	分	⑤														05
	の合計額	7.8	%	適	用	分	6						4	5	4	5	4	5	4	5	06
							7					/	/	3	9	7	3	0	6	3	07
	特定課税仕入れ	6.3	%	適	用	分	8														11
	に係る支払対価	7.8	%	適	用	分	9														12
	の額の合計額 (注1)						(10)														13

消 費 ※申告書(税 第一表)の②欄へ		額	11)	7862046 21
	3	%	適 用 分	12	22
	4	%	適 用 分	13)	23
⑪の肉駅	6.3	%	適 用 分	14)	43/66342
	6.24	%	適 用 分	15)	25
	7.8	%	適 用 分	16	3 5 4 5 4 1 2 26

j	又	還	笔	Ē	対 ※申告	価書(第	第一表	こ () の(係 ⑤欄へ	6	3	税	額		17)							11
9	売	上	げ	の	返	還	等	対	価	に	係	る	税	額	18)							2
内訳	特;	定課	税(士入	れの	の 返	選等	手対	価に	. 係	る私	兑 額	(注	1)	19							13

サインの					20	5 3 3 0 5	5 / 9	41
地 方 消 費 税 の 課税標準となる	4	%	適	用分	21)			42
消費税額	6.3	%	適	用分	22	3275	6 8 1	43
(注2)	6.24%及び7	7.8%	適	用分	23)	2054	8 3 8	44

- (注1) ⑧~⑩及び⑪欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
- (注2) ②~③欄が還付税額となる場合はマイナス「一」を付してください。

ある一	1)亏限:	E\/										
令和 年	月	В		00)	税務	署長	殿	*	_	ì	重番号 選年以降 区 付 不要
納税		OB	1003-1-1						稅	管申	告	要 整理 番号 年月日令和 年月日日
			(電話番号 (矜	<u> </u>		告区分指導等庁指定局指定
(フリガ 名	ナ) <u>フ</u> 称		<u>- ザイダンホウジ</u>		ルマ	ルキ	ョウ	11				
豆 は 屋	号	公。	益財団法人		O() ti	多会		署	ì	通信	日付印確認印
個 人 番 又は法人者			人番号の記載に当たっては、左			_		(ださい。	処	į		確 個人番号カード 確認
(フリガ				1 <i>F</i>		7	7		理	3	年	
代表者5又は氏	€名		財団 -	一郎	3		財団		檌			指 導 年 月 日 相談 区分1 区分2 区分3 令和
自 平成 3 令和 0			9月0/日		税期費稅)消費 <i>確定</i>				
	この申	告		費 税		税 額	(の	計算				付割 賦 基 準 の 適 用
課税標	準 客	1	十兆千百一	十億	Ŧ. Ē		万	千 百	1	F		
				/		3 9	7	2 0			03	記 延払基準等の適用 有 0 無 32
消費	税	(2)				7 8	6	20	4	6	06	事 工事進行基準の適用
控除過大	調整税額	3									07	項 現金主義会計の適用 ○ 有 ○ 無 34
控 控除対象	象 仕入税8	4			2	2 5	3	1 5	2	7	08	課税標準額に対する消費
	等 対 値る 税 額										09	控計 個別対応
	こ係る税額					1					10	5 類 課税 売上割合 95 % 未満 一 括 比 例 41
控除稅	名額 小言					2 5	3	1 5	2	7	H	事 簡 か 方 式 ***
	5 + 6 還付税	7				2 0		7 3				
(⑦ - ② 差 引	- 3	9				_					13	項 ^{基 準 期 間 の}
(2 + 3))				3	3	0 5	0	0	15	
中間納	付 税 8	10				7	6	1 9	0	0	16	
納 付 —	税 8 · 10	(1)				4 5	6	8 6	0	0	17	
中間納付	還付税額・ 9	頁) 12)							0	0	18	
	 寉定税8	<u>(13)</u>				T	П				19	
が修正申告である場合差引						+			0	0	20	
	資産の譲			1		3 9	7	3 0	_	3	21	還す 銀 行 本店・支店
	対価の警	识 —		/		_	+		+		Н	(付る) 金庫・組合 出 張 所 農協・漁協 本所・支所
等 の	対価の智	Į (IO)		<u>ут</u> 4		5 4	7	3 0		3	22	を 金
	この申	-	による地方	消費	梲の) 税 🛚	領 <i>0.</i>	計算	1		E 1	受 預金 四 座 番 号
の課税標準となる当事	不足還付税額	Ť				- 2		0 5	<u> </u>		51	^け は ^機 貯金記号番号
税額差	引税8	(18)				5 3	3	0 5	0	0	52	う関
没	付 8	頁 19									53	『郵便局名等』
割納	税	頁 20				/ 4	6	3 4	0	0	54	※稅務署整理欄
中間納付	譲渡割割	(21)				2	0	5 5	0	0	55	
納付譲	渡割 21	頁 (22)				1 2	5	7 9	_	0	56	الله الله الله الله الله الله الله الله
中間納付還付	付譲渡割額	/				 -			0	0	57	税 理 士 名押印 公益 太郎 (🍇) 🖫
(21) —	確 5	Ē a				+				<u>ب</u>	58	
	渡割 割 割 割 納 付	H				+					Н	(電話番号 03 - 0000 - 0000)
	渡割			ľ					0	0	59	○ 税 理 士 法 第 30 条 の 書 面 提 出 有

0

税 理 士 法 第 33 条 の 2 の 書 面 提 出 有

5826500

2 一括比例配分方式を採用している場合

(1)課税標準額から(3)調整前の仕入控除税額の計算「イ課税売上割合」までの計算等は個別対応方式を採用している場合(P38~P39)と同様です。

ロ 調整前の仕入控除税額

(イ) 課税仕入れに係る消費税額

① 税率6.3%適用分

$$41,900,000$$
円 $\times \frac{6.3}{108} = 2,444,166$ 円・・・付表2-2⑩C

② 税率6.24%適用分

$$4,500,000$$
円 $\times \frac{6.24}{108} = 259,999$ 円 · · · 付表2-1⑩D

③ 税率7.8%適用分

38,600,000円
$$\times \frac{7.8}{110} = 2,737,090$$
円 · · · 付表2-1⑩ E

④ 合計額 (①+②+③)

(ロ) 一括比例配分方式による仕入控除税額

① 税率6.3%適用分

② 税率6.24%適用分

③ 税率7.8%適用分

④ 合計額 (①+②+③)

(4) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額(調整税額)の計算【計算表2~5を使用します】

「イ 資産の譲渡等の対価以外の収入を区分」及び「ロ 特定収入割合の計算」の計算 等は個別対応方式を採用している場合(P41)と同様です。

ハ 調整後税額の計算(計算表4・5(3)を使用します。)

(イ) 税率6.3%適用分

① 課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入に係る税額

19,000,000円 (計算表
$$5$$
 (3)④) × $\frac{6.3}{108}$ × $\frac{(課税売上割合)}{113,973,063円}$ = 763,387円 ・・・計算表 5 (3)⑪

② 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入(使途不特定の特定収入)に係る税額

調整割合 =
$$\frac{6,500,000 \text{円}}{171,973,063 \text{円}}$$

(注) 個別対応方式を採用している場合(P41)と同様です。

③ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額(調整税額)(①+②)

(①の金額) (②の金額)
$$763,387$$
円 + $34,776$ 円 = $798,163$ 円・・・計算表 $5(3)$ ⑤

④ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

(ロ) 税率6.24%適用分

① 課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入に係る税額

1, 200, 000円 (計算表
$$5$$
(3)⑥) × $\frac{6.24}{108}$ × $\frac{(課税売上割合)}{165, 473, 063円}$ = 47, 754円 ・・・計算表 5 (3)⑪

② 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入(使途不特定の特定収入)に係る税額

③ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額(調整税額)(①+②)

④ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

(調整前の仕入控除税額=(3)ロ(1)②) (③の金額)

控除対象仕入税額 = 179,079円 - 52,717円 = 126,362円

・・・計算表 5 (3) 個、付表2-123 D、付表1-14 D

(ハ) 税率7.8%適用分

① 課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入に係る税額

・・・計算表 5 (3)(11)

② 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入(使途不特定の特定収入)に係る税額

③ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額(調整税額)(①+②)

(①の金額) (②の金額) 722,833円 + 43,934円 = 766,767円・・・計算表
$$5$$
 (3)⑤

④ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

(二) 合計額 ((イ)+(ロ)+(ハ))

(5) 納付税額の計算

イ 差引税額

(イ) 税率6.3%適用分

・・・付表1-29C・12C、第二表22

(ロ) 税率6.24%適用分

(ハ) 税率7.8%適用分

((ロ)の金額) ((ハ)の金額)

(注) 地方消費税 (22/78) の課税標準となる消費税額 = ▲126,362円 + 2,426,951円=2,300,589円

・・・付表1-1¹³E、第二表²³

(二) 合計額((イ)+(ロ)+(ハ))

(税率6.3%適用分) (税率6.24%適用分)

(税率7.8%適用分)

3,431,327円 -126,362円 +2,426,951円 =5,731,916円

・・・付表1-1⑩F・⑪F、第二表⑩

5,731,916円 → 5,731,900円 (100円未満切捨て)・・・第一表⑨・⑱

口 納付税額

(中間納付税額)

5,731,900円 -761,900円 =4,970,000円 $\cdot \cdot \cdot$ 第一表①

ハ 地方消費税 (譲渡割額) の納税額

(イ) 税率6.3%適用分

(イ(イ)の金額)

3,431,327円 × $\frac{17}{63}$ = 925,913円・・・付表1-2⑤C

(ロ) 税率7.8%適用分

① 還付税額

(イ(ロ)の金額)

126,362円 × $\frac{22}{78}$ = 35,640円 · · · 付表1-1 \bigcirc E

② 納税額

(イ(ハ)の金額)

2,426,951円 × $\frac{22}{78}$ = 684,524円 · · · 付表1-1⑤ E

(n) 合計額 ((<u>1</u>)+(<u>1</u>))

(税率6.3%適用分)

(税率7.8%適用分)

925,913円 + (684,524円-35,640円) = 1,574,797円・・・付表1-1億F

1,574,797円 → 1,574,700円 (100円未満切捨て)・・・第一表⑩

二 地方消費税の納付譲渡割額

(譲渡割額納税額)

(中間納付税額)

1,574,700円 -205,500円 =1,369,200円・・・第一表②

|ホ 消費税及び地方消費税の合計額

(地方消費税額)

4,970,000円 + 1,369,200円 = 6,339,200円・・・第一表窓

事例2における「一括比例配分方式」を採用している場合の申告書や付表、計算表の 記載例は掲載を省略しています(これらの記載例は、国税庁ホームページに掲載している「旧税率(4%、6.3%)及び軽減税率(6.24%)を適用した取引がある場合の「国、地 方公共団体等の仕入税額控除の計算の特例」の計算方法について(令和元年10月1日以 降に終了する課税期間)」で確認することができます)。

また、「令和元年10月1日以後に終了する課税期間」に係る申告を行う場合の「<u>特定</u> 収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表1~5」は国税庁ホームページ(国・地方公共 団体や公共・公益法人等と消費税)からダウンロードすることができます。

参考

消費税及び地方消費税の申告書(一般用) への転記項目一覧

上記事例 1 及び事例 2 の(1)~(5)で計算した金額はそれぞれの箇所で示した「計算表」、「付表」及び「申告書」の各欄にそれぞれ転記しますが、「付表」と「申告書」の転記関係をまとめると次のようになります。

〇申告書第二表

= //	— 1													
			申往	吉書第	二表の	記載項目							転記元項目	
課		税		ħ	票	2	隼		割	Į.	1	付表1-1	①F欄	の金額
						3	%	適	用	分	2	付表1-2	①-1A欄	の金額
	課税	資 産	· の			4	%	適	用	分	3	付表1-2	①-1B欄	の金額
	譲渡	~ 等	の			6.3	%	適	用	分	4	付表1-2	①-1C欄	の金額
	対価	の	額			6.24	%	適	用	分	5	付表1-1	①-1D欄	の金額
	の合	計	額			7.8	%	適	用	分	6	付表1-1	①-1E欄	の金額
											7	付表1-1	①-1F欄	の金額
消			費			税			客	<u></u>	11)	付表1-1	②F欄	の金額
						3	%	適	用	分	12	付表1-2	②A欄	の金額
						4	%	適	用	分	13)	付表1-2	②B欄	の金額
	 の 	内	訳			6.3	%	適	用	分	14)	付表1-2	②C欄	の金額
						6.24	%	適	用	分	15)	付表1-1	②D欄	の金額
						7.8	%	適	用	分	16	付表1-1	②E欄	の金額
返	還等		対	価	に	係	る	税	客	<u></u>	17)	付表1-1	⑤F欄	の金額
売 _	上げ(の ì	区)	豊 等	対	価に	係	る	税	額	18)	付表1-1	⑤-1F欄	の金額
	41b 	2002 X2	4 6								20	付表1-1	13F欄	の金額
	地 方 消課税標準					4	%	適	用	分	21)	付表1-2	⑬В欄	の金額
	消費	₊ これ	額			6.3	%	適	用	分	22	付表1-2	⑬С欄	の金額
					6.2	4%及び7	7.8%	適	用	分	23)	付表1-1	13 E欄	の金額

〇申告書第一表

		申台	5書第	一表	の記載	J項E	3				転	記元項目
課		税		標		準		額	(1)	申告書第二表	①欄	の金額
消			責		税			額	2	申告書第二表	①欄	の金額
控	除	過	大	ā	周	整	税	額	(3)	付表1-1	③F欄	の金額
控	控	除	対	象	仕	入	税	額	4	付表1-1	④F欄	の金額
除	返	還等	章 対	価	に	係	る称	額	(6)	申告書第二表	17欄	の金額
税	貸	倒	れ	に	係	る	税	額	6	付表1-1	⑥ F欄	の金額
額	控	除		税	額		小	計	\bigcirc	付表1-1	⑦F欄	の金額
控	除	不	足	ì	墨	付	税	額	8	付表1-1	⑩F欄	の金額(マイナスの場合)
差	引税	額	(百	円 :	未満	切	捨て	()	9	付表1-1	⑩F欄	の金額(プラスの場合)
課	税	売 上	課税	資産	の譲渡	き等(の対価	の額	15)	付表2-1	④F欄	の金額
割		合	資産	の	譲渡等	手の	対価	の額	16	付表2-1	⑦F欄	の金額
地方の影	5 消果税	費税標準		除って	足	還	付 移	額	17)	付表1-1	¹³ F欄	の金額(マイナスの場合)
		標 学 費 税 額		税額	(百円	日未活	萄切捨	て)	18	付表1-1	13F欄	の金額(プラスの場合)
譲渡	還	•	•	ſ	<u></u>		•	額	19	付表1-1	16F欄	の金額(マイナスの場合)
割額	納	税額	(₹	円	未流	5 切	捨て	()	20	付表1-1	16F欄	の金額(プラスの場合)

《参考1》 消費税率の引上げと軽減税率制度について

1 消費税率の引上げについて

令和元年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8 %から 10%へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されました。

なお、同日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率 (8%) が適用されることとなります。

※ 経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「消費税率等の引上げについて(令和元年10月1日~)」に掲載している各種パンフレット等をご覧ください。

適用時期			令和元	元年 1C	月1	日から			(参考)令	和元年
区分	標	準	税	率	軽	減	税	率	9月30	日まで
消費税率				7.8%			6	.24%		6.3%
地方消費税率	í()	肖費税額		2.2% 2/78)	(3)	肖費税額		.76% 2/78)	(消費税額の	1.7% 17/63)
合 計			1	0.0%				8.0%		8.0%

国、地方公共団体、公共・公益法人等に適用される経過措置

(1) 国、地方公共団体、公共・公益法人等の資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置

国、地方公共団体、公共・公益法人等の資産の譲渡等の時期の特例(P3参照)の適用を受ける国、地方公共団体等が、令和元年10月1日前に行った課税資産の譲渡等及び課税仕入れにつき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき(課税仕入れの費用の支払をすべき)会計年度の末日が同日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等及び課税仕入れに適用する消費税率については、旧税率(6.3%)を適用することとなります。

(2) 国、地方公共団体、公共・公益法人等の仕入控除税額の計算の特例に関する経過措置

令和元年10月1日以後に受け入れる特定収入に係る仕入控除税額の調整計算については、原則として消費税率7.8%(軽減税率が適用される課税仕入れ等に係る支出のために充てられるものについては6.24%)を前提として調整(課税仕入れ等に係る特定収入に7.8/110又は6.24/108を乗じて計算)し、平成26年4月1日以後から令和元年10月1日前に受け入れる特定収入及び同日以後に受け入れる特定収入のうち法令や交付要綱等において、旧税率適用課税仕入れ等(6.3%適用課税仕入れ等)に係る支出等のためにのみ充てられることが明らかにされているものに係る仕入控除税額の調整計算については、原則として消費税率6.3%を前提として調整(課税仕入れ等に係る特定収入に6.3/108を乗じて計算)を行うことになります。

なお、平成26年4月1日前に借入金等を財源として課税仕入れを行い、当該借入金等の返済等のための補助金等が令和元年10月1日以後に交付される場合は、消費税率4%を前提として、調整計算を行うこととなります(詳しくは、P22参照)。

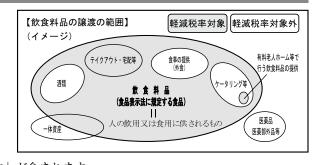
3 軽減税率の適用対象

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

① 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。

※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。



② 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。

したがって、テイクアウトや出前・宅配のように単に飲食料品を届けるだけのものは軽減税率の対象となりますが、 食事の提供(外食)やケータリング等は軽減税率の対象にはなりません。

■ 一体資産とは

「一体資産」とは、例えば、おもちゃ付きのお菓子のように、食品と食品以外の資産があらかじめ 一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいま す。一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、かつ、食品の価額の占める割合が2/3以上 の場合、全体が軽減税率の対象となります(それ以外は全体が標準税率の対象となります。)。



■ 外食やケータリング等とは

食事の提供(外食)とは、飲食店業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備(飲食設備)がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

ケータリングとは、相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供をいいます。

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、事業者の方(売手)が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点(**取引を行う時点**)で行うこととなります。

4 帳簿及び請求書等の記載と保存

軽減税率制度の実施に伴い、消費税の税率が標準税率と軽減税率の複数税率になりましたので、事業者は、消費税の 申告を行うために、取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理(区分経理)が必要です。

令和元年10月以降は、従来(令和元年9月まで)の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、その仕入れが軽減税率の対象となる資産の譲渡等に係るものか、それ以外のものかの区分を明確にするための記載事項が追加された帳簿及び請求書等(区分記載請求書等)の保存が、仕入税額控除の要件となります(区分記載請求書等保存方式)。

これに伴い、国・地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は特別会計を設けて行う事業についても「区分記載請求書等」への対応が必要となります。

制度実施前の請求書等と区分記載請求書等の記載事項の比較

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 対価の額 	 請求書発行者の氏名又は名称 取引年月日 ※ 小売業、飲食店業等不特定多数の者と 取引の内容 ※ 取引する事業者が交付する請求書等には、 (⑤の記載は省略できます。 請求書受領者の氏名又は名称※
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】(注1)	(上記に加え) ⑤ 軽減税率の対象品目である旨	(上記に加え)(注2) ⑥ 軽減税率の対象品目である旨 ⑦ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額

- (注1)区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、制度実施前と同様、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、 仕入税額控除の要件を満たすこととなります。
- (注2) 仕入先から交付された請求書等に、「⑥軽減税率の対象品目である旨」や「⑦税率ごとに区分して合計した税込対 価の額」の記載がないときは、<u>これらの項目に限って</u>、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記 することができます。

5 税額計算

軽減税率制度実施後は、課税売上げや課税仕入れ等を税率ごとに区分して税額計算を行う必要がありますが、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除するといった消費税額の計算方法は、制度実施前と変わりません。

なお、課税売上げや課税仕入れ等を税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対しては、一定期間、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。

《参考2》 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)について(令和5年 10月1日〜)

| 適格請求書等保存方式の概要

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

適格請求書等保存方式の下では、区分記載請求書に代えて、「適格請求書」(いわゆるインボイス)等と帳簿の保存が 仕入税額控除の要件となります。

■ 適格請求書とは

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書、領収書、レシートその他これらに類する書類をいいます。なお、その書類の様式や名称は問いません。

国・地方公共団体においても、課税資産の譲渡等を行った相手方から「適格請求書」の交付を求められることがあるため、必要に応じ、一般会計又は特別会計ごと*に「適格請求書発行事業者」の登録を要することになります。

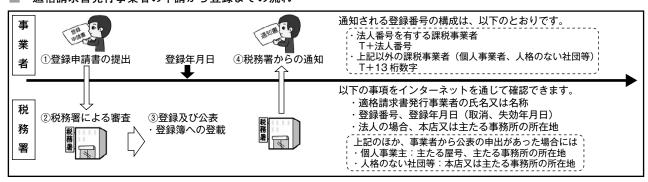
※ 特別会計が複数ある場合には、個々の特別会計ごとに登録が必要です。

2 適格請求書発行事業者登録制度

適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、登録を受ける必要があります。なお、この登録は課税事業者であれば受けることができます。

■ 適格請求書発行事業者の申請から登録までの流れ



登録申請書は、令和 3 年 10 月 1 日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和 5 年 10 月 1 日から登録を受けるためには、原則として、令和 5 年 3 月 31 日まで(ただし、困難な事情がある場合には、令和 5 年 9 月 30 日まで)に登録申請書を提出する必要があります。

3 適格請求書発行事業者の義務等(売手の留意点)

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、原則、取引の相手方(課税事業者に限ります。)の求めに応じて適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます*。
※ 売手(適格請求書発行事業者)は軽減税率対象品目の販売の有無にかかわらず、取引先(課税事業者)から求められた場合には、適格請求書を交付しなければなりません。なお、書面での交付に代えて、電磁的記録により提供することもできます。

■ 適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項

記載事項は、以下のとおりです(下線の項目が現行の区分記載請求書等の記載事項(P 63 参照)に追加される事項です。)。

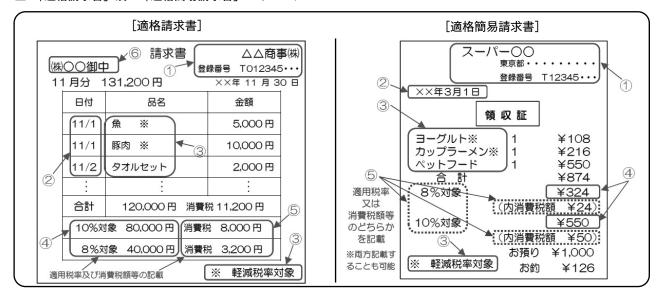
適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は 税込み)及び**適用税率**
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 書当たり、税率ごとに1回ずつ)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書※

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて交付することができます。

■ 「適格請求書」及び「適格簡易請求書」のイメージ



4 仕入税額控除の要件(買手の留意点)

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合を除き、一定の 事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

■ 帳簿の記載事項

帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式の記載事項(P63参照)と同様です。

■請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、売手が交付する適格請求書や適格簡易請求書、買い手が作成する仕入明細書等(適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)、これらに係る電磁的記録などが含まれます。

5 税額計算の方法

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、以下の①又は②を選択できます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

なお、売上税額について積上げ計算を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

- 軽減税率制度、適格請求書等保存方式に関する詳しい情報については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。特設サイトでは、軽減税率制度等に関する各種パンフレット・軽減税率制度等に関するQ&Aなどを掲載しています。
- 軽減税率制度等に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

| 専用ダイヤル | 0120-205-553 (無料) 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税

	索	引	
	714		
あ 行		所属会計年度·····	3
預り金	6	人格のない社団等	1
一部事務組合······	21	人件費補助金······	6, 20
−括比例配分方式······	11, 14, 57	申告期限·····	15
−体資産⋯⋯⋯⋯⋯⋯	63	出納整理期間·····	3
-般会計	1, 2	政党又は政治団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
か 行		租税	4, 6
会計単位	2, 21	損益的取引······	9
⋛費⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	4, 6	た 行	
ĝ付回収金······	6	地縁による団体	1
₹税仕入れ等に係る特定収入 ⋯⋯⋯⋯	6, 12, 14	地方公営企業······	9, 15
₹税仕入れ等の時期⋯⋯⋯⋯⋯	3	調整前の仕入控除税額	11
₹税事業者の選択⋯⋯⋯⋯⋯⋯	2	調整割合·····	12
昔入金等·····	6, 7	帳簿の記載事項	16
大金等返済のための補助金	7, 17, 22	帳簿の保存	16
卦換債······	18	貯金	6
還付金⋯⋯⋯⋯⋯⋯	6, 20	適格簡易請求書·····	64
- · · - 管理組合法人······	1	適格請求書······	64
 足債の償還元金に充てる補助金 ·····・・	17	適格請求書等保存方式······	64
喜捨金······	6	登録番号	64
- 7.1 並 序附金······	4, 6, 10	特定支出·····	6
······ 桑上充用·········	19	特定収入·····	4, 6
、二、2077. ☑分記載請求書等·······	63	特定収入に係る課税仕入れ等の税額…	11
Z分記載請求書等保存方式············	63	特定収入割合	4
乘越金	18	特定非営利活動法人	1
ĸ盔並 髞越明許費·····	19	特別会計	1, 2
KM29101 負 K減税率の適用対象	62	な行	-, _
と	8, 9		2
、白血术 ₹付要綱等⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	8	納付期限	_ 15
	11, 13, 38	は行	
さ行	11, 10, 00	非収益事業······	21
と 13 上入控除税額の計算の原則	4	返還金	6
	•	防災街区整備事業組合	1
上入控除税額の計算の特例······	4	補助金	۱ 4, 6
経産の譲渡等の時期の原則 S 亲の慈海等の時期の特別	3	無助並 ま 行	→ , ∪
経産の譲渡等の時期の特例·····・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3		1
5途の特定	8	マンション敷地売却組合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
・ ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6, 12	マンション建替組合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
き途を明らかにした文書	8, 10	免税期間における起債	17
译本的取引·····	9	免税事業者······	2, 17,
Q益事業······	21	や 行	
出資金	6	預金······	6
当費税法別表第三に掲げる法人	1		